

# 大村市国民保護計画

平成30年7月

大 村 市

# 目 次

## 第1編 総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力等	3
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 関係機関の事務又は業務の大綱	5
2 関係機関の連絡先	12
第4章 市の地理的、社会的特徴	13
1 地 形	13
2 気 候	13
3 人 口	14
4 主要道路	14
5 鉄道、高速自動車道	15
6 空 港	15
7 自衛隊施設	15
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	16
1 武力攻撃事態	16
2 緊急対処事態	16

## 第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等	17
第1節 市における組織・体制の整備	17
1 市の各部局課における平素の業務	17
2 市職員の参集基準等	18
3 消防機関の体制	19
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	20
第2節 関係機関との連携体制の整備	21
1 基本的考え方	21
2 県との連携	21

3	近接市町との連携	21
4	指定公共機関等との連携	22
5	自主防災組織等に対する支援	22
第3節	通信の確保	23
1	非常通信体制の整備	23
2	非常通信体制の確保	23
第4節	情報収集・提供等の体制整備	24
1	基本的考え方	24
2	警報等の伝達に必要な準備	25
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	26
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	26
第5節	研修及び訓練	28
1	研修	28
2	訓練	28
第2章	避難、救援に関する平素からの備え	30
1	避難に関する基本的事項	30
2	避難実施要領のパターンの作成	31
3	救援に関する基本的事項	31
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	31
5	避難施設の指定への協力	32
6	生活関連等施設の把握等	32
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	34
1	市における備蓄	34
2	市が管理する施設及び設備の点検・整備	34
第4章	国民保護に関する啓発	35
1	国民保護措置に関する啓発	35
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	35
第3編	武力攻撃事態等への対処	
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	36
1	事態認定前における緊急事態対策本部等の設置及び初動措置	36
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	38
第2章	市対策本部の設置等	39
1	市対策本部の設置	39
2	通信の確保	46
第3章	関係機関相互の連携	48
1	国・県の対策本部との連携	48
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	48
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	48

4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	49
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	49
6	市の行う応援等	49
7	自主防災組織、NPO（民間非営利組織）・ボランティア団体等 に対する支援等	50
8	住民への協力要請	50
9	民間等からの救援物資の受入れ	50
第4章	警報及び避難の指示等	51
第1節	警報の伝達等	51
1	警報の内容の伝達等	51
2	警報の内容の伝達方法	52
3	緊急通報の伝達及び通知	52
第2節	避難住民の誘導等	53
1	避難の指示の通知・伝達	53
2	避難実施要領の策定	54
3	避難住民の誘導	55
4	各種事態における避難住民の誘導	57
第5章	救 援	60
1	救援の実施	60
2	関係機関との連携	60
3	救援の内容	61
第6章	安否情報の収集・提供	62
1	安否情報の収集	62
2	県に対する報告	63
3	安否情報の照会に対する回答	63
4	日本赤十字社に対する協力	64
第7章	武力攻撃災害への対処	65
第1節	生活関連等施設の安全確保等	65
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	65
2	武力攻撃災害の兆候の通報	65
3	生活関連等施設の安全確保	65
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	66
第2節	武力攻撃による原子力災害及びNBC（核・生物・化学）攻撃 による災害への対処等	67
1	武力攻撃による原子力災害への対処	67
2	NBC攻撃による災害への対処	67
3	市長の権限	68
4	対処要員の安全の確保	68
第3節	応急措置等	69
1	退避の指示	69
2	警戒区域の設定	70

3	応急公用負担等	71
4	消防に関する措置等	71
第8章	被災情報の収集及び報告	74
1	被災情報の収集	74
2	被災情報の報告・通報	74
第9章	保健衛生の確保その他の措置	75
1	保健衛生の確保	75
2	廃棄物の処理	75
第10章	国民生活の安定に関する措置	77
1	生活関連物資等の価格安定	77
2	避難住民等の生活安定等	77
3	生活基盤等の確保	77
第11章	特殊標章等の交付及び管理	78
1	特殊標章等の意義について	78
2	特殊標章等	78
3	特殊標章等の交付及び管理	78
4	特殊標章等に係る普及啓発	78
第4編	復旧等	
第1章	応急の復旧	79
1	基本的考え方	79
2	公共的施設の応急の復旧	79
第2章	武力攻撃災害の復旧	80
1	国における所要の法制の整備等	80
2	市が管理する施設及び設備の復旧	80
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	81
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	81
2	損失補償及び損害補償	81
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	81
第5編	緊急対処事態への対処	
1	緊急対処事態	82
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	82
資料編	資料1 用語集	
	資料2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (国民保護法) 関係条項抜粋	
	資料3 国民保護に関する基本指針(概要)	
	資料4 大村市国民保護協議会条例	
	資料5 大村市国民保護対策本部及び大村市緊急対処事態対策本部条例	
	資料6 安否情報省令	
	資料7 大村市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	

# 第 1 編

## 総 論

- 第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第 2 章 国民保護措置に関する基本方針
- 第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第 4 章 市の地理的、社会的特徴
- 第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態



# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

大村市民は、世界の恒久平和を守り、この美しく豊かな地球を子孫に引き継いでいくという人類共通の願望を持ち、明るく平和で安全な郷土を築くことを責務として、「非核・平和都市大村」を宣言している。国においても諸外国との友好に努め、一層の外交努力をはらうことが何よりも重要であり、大村市においても、今後とも平和へのはたらきかけを行っていくものである。

しかし、近隣国においては、現在もなお核・軍備の拡張は依然として続けられ、世界の平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしている現実がある。

大村市は、この現実から万が一、武力攻撃事態等がおこった場合に住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、大村市の責務を明らかにするとともに、大村市の国民の保護に関する計画の位置づけ、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

大村市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

大村市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、大村市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

大村市国民保護計画には、当該区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処



### 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

大村市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力等

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化への支援に努める。

### 6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他の要配慮者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

特に、外国人への国民保護措置の適用については、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、市内に居住又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、日本赤十字社、放送事業である指定公共機関及び指定地方公共機関以外の指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について、武力攻撃

事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

## **8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保**

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

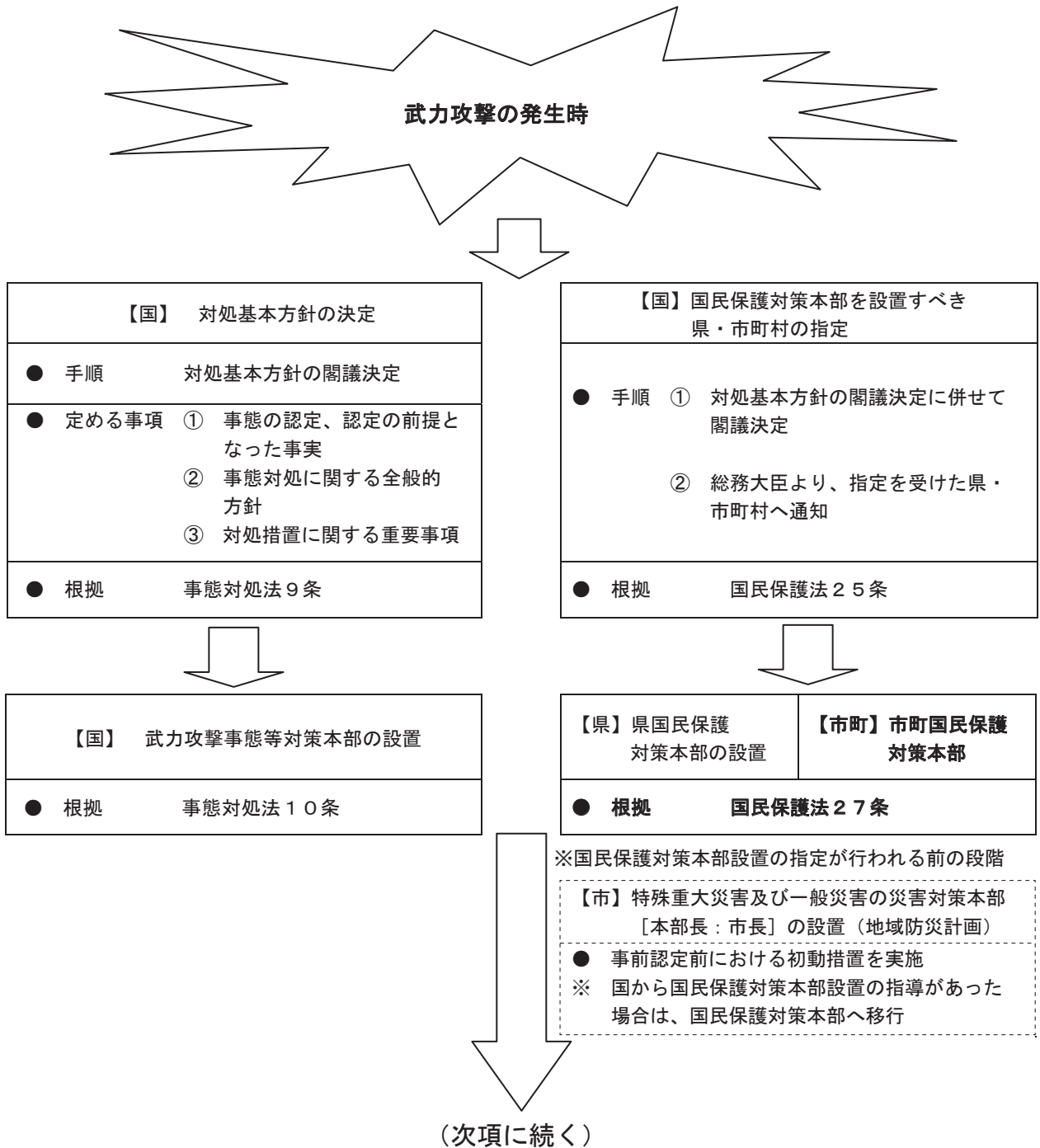
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

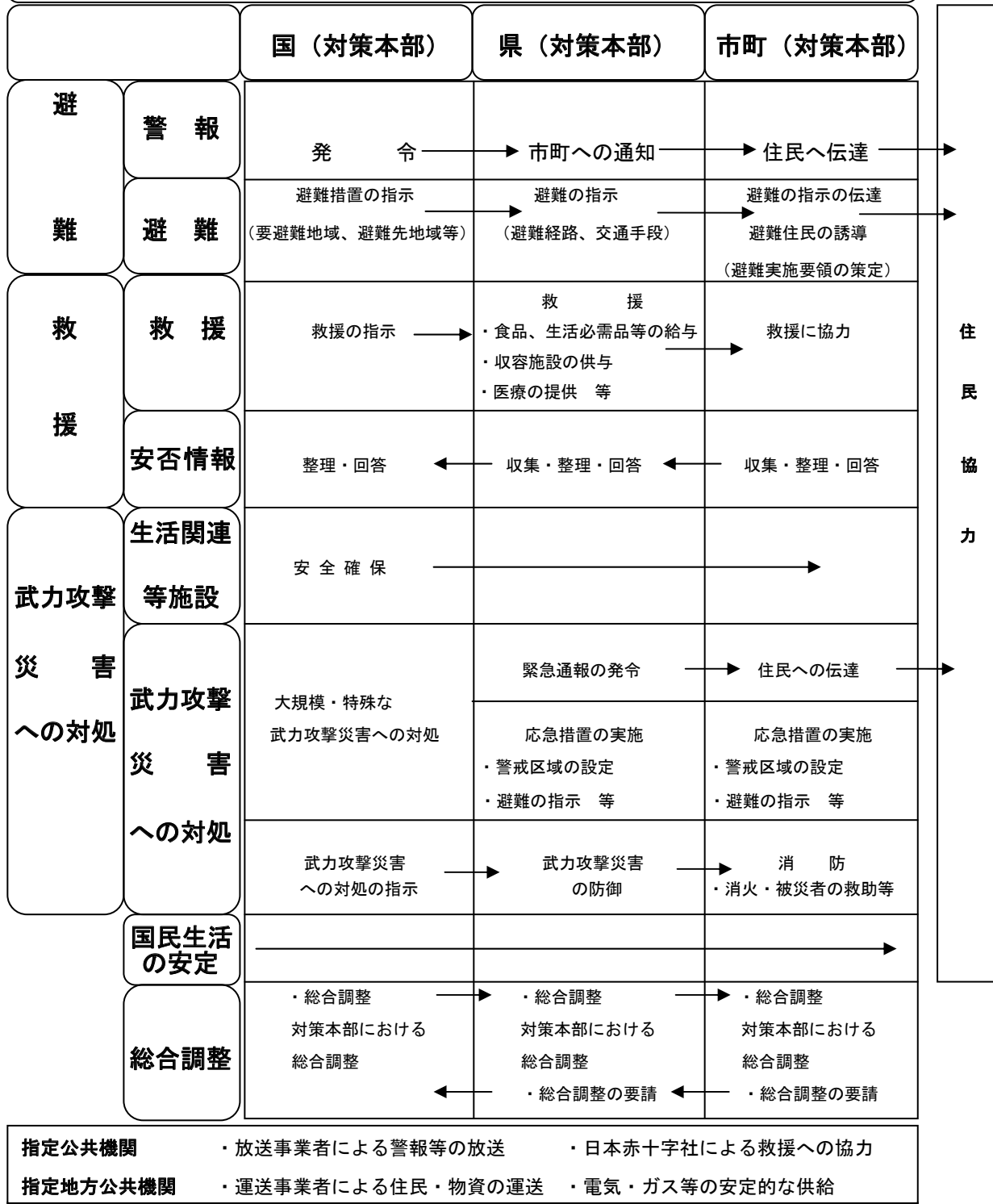
市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を図るため国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係間の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

#### 1 関係機関の事務又は業務の大綱

#### 国民の保護に関する措置の仕組み



# 国民保護措置の実施



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

国民保護措置について、国、県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

**【国】**

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1 警報の発令 2 武力攻撃事態等の情報の提供 3 避難措置の指示、救援の指示・支援 4 放射性物質等（NBC（核・生物・化学）災害）による汚染への対処 5 原子炉等による被害の防止 6 危険物質等に関する危険の防止 7 感染症等への対処

**関係機関（指定行政機関等）の名称**

内閣府	財務省	資源エネルギー庁
国家公安委員会	国税庁	中小企業庁
警察庁	文部科学省	国土交通省
金融庁	スポーツ庁	国土地理院
消費者庁	文化庁	観光庁
総務省	厚生労働省	気象庁
消防庁	農林水産省	海上保安庁
法務省	林野庁	環境省
公安調査庁	水産庁	原子力規制委員会
外務省	経済産業省	防衛省
		防衛装備庁

**【県】**

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、避難の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関（県）の名称	
県庁（本部）	県北振興局
長崎振興局	五島振興局
県央振興局	壱岐振興局
島原振興局	対馬振興局

## 【市町】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整、その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関（県内市町）の名称			
長崎市	対馬市	長与町	佐々町
佐世保市	壱岐市	時津町	新上五島町
島原市	五島市	東彼杵町	
諫早市	西海市	川棚町	
平戸市	雲仙市	波佐見町	
松浦市	南島原市	小値賀町	

（12市8町）

関係機関（消防機関）の名称
県央地域広域市町村圏組合消防本部（県央消防本部）



## 【指定地方行政機関】

関係機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局 ：大村警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互互助の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局との連携</li> <li>3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</li> <li>4 警察通信の確保及び統制</li> </ol>
九州防衛局 ：長崎防衛支局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</li> <li>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</li> </ol>
九州総合通信局 （熊本市）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</li> <li>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</li> <li>3 非常事態における重要通信の確保</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成</li> </ol>
福岡財務支局 ：長崎財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>2 金融機関に対する緊急措置の指示</li> <li>3 普通財産の無償貸付</li> <li>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</li> </ol>
長崎税関 ：長崎空港出張所	輸入物資の通関手続
九州厚生局 （福岡市）	救援等に係る情報の収集及び提供
長崎労働局 （長崎市）	被災者の雇用対策
九州農政局 ：長崎地域センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</li> <li>2 農業関連施設の応急復旧</li> </ol>
九州森林管理局 ：長崎森林管理署	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局 （福岡市）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の円滑な供給の確保</li> <li>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>3 被災中小企業の振興</li> </ol>
九州産業保安監督部 （福岡市）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉱山における災害時の応急対策</li> <li>2 危険物等の保全</li> </ol>
九州地方整備局 ：長崎河川国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> </ol>
九州運輸局 ：長崎陸運支局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運送事業者への連絡調整</li> <li>2 運送施設及び車両の安全保安</li> </ol>
九州地方環境事務所 （熊本市）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</li> </ol>

## 【指定地方行政機関】

関係機関の名称	事務又は業務の大綱
大阪航空局 ：長崎空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部 (福岡市)	航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区气象台 ：長崎地方气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第七管区 海上保安本部 ：佐世保海上保安部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

関係機関（自衛隊）の名称
自衛隊長崎地方協力本部（長崎市）
陸上自衛隊 西部方面総監部（熊本市）、第4師団司令部（福岡市） 第16普通科連隊（大村市）、第7高射特科群（大村市）
海上自衛隊 佐世保地方総監部（佐世保市）、第22航空群（大村市）
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部（福岡市）

## 【指定公共機関及び指定地方公共機関】

関係機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者：九州電力	電気の安定的な供給
ガス事業者：九州ガス	ガスの安定的な供給
上下水道事業者 ：大村市上下水道局	水の安定的な供給
郵便事業を営む者	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行長崎支店 及び県内所在の銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

## 2 関係機関の連絡先

「指定行政機関等」、「国の関係出先機関等（指定地方行政機関・自衛隊）」、「関係指定公共機関」、「指定地方公共機関」、「県（出先機関）」、「市町機関（教育委員会を含む）」、「消防機関」、「その他の関係機関」の連絡先については、別途に一覧性を持った資料として整理しておくものとする。

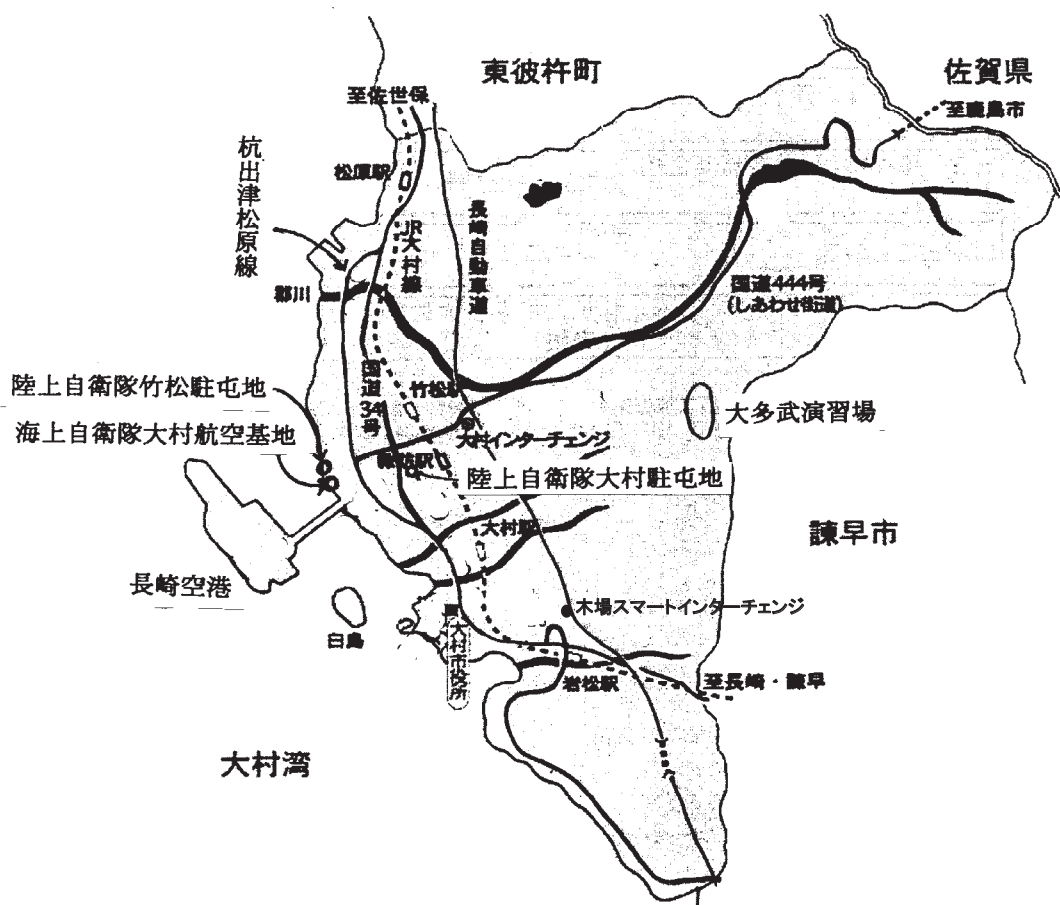
## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### 1 地 形

大村市は、長崎県のほぼ中央、長崎市と佐世保市の間に位置し、東は多良山系により、佐賀県と諫早市に接し、西は大村湾、南は諫早市、北は東彼杵町に接しており、最長箇所では東西約14km、南北約16.6km、面積126.64km<sup>2</sup>（県土の約3.1%）という地形である。

#### 【大村市主要施設、幹線等略図】



### 2 気 候

気候は海洋性の気象地帯に属し温暖で、平年の平均気温が17℃、年降水量が1760ミリ前後である。

風は年間を通じて北西～北の風及び南東の風が多いが、夏期（6～8月）には、南西の風が吹くことが多い。

### 3 人 口

人口は、平成27年の国勢調査によると92,757人であったが、平成29年10月には93,834人と微増しており、県土面積の3.1%に対し、県人口の6.7%が居住している。

長崎県では昭和60年を境に人口が減少しているが、大村市の人口は微増している。

#### 【大村市内地区別人口・世帯数】 (平成30年7月1日現在)

地 区 名	世帯数 (戸)	男性 (人)	女性 (人)	人口計 (人)
大村地区	11,207	12,332	14,437	26,769
西大村地区	12,835	14,479	15,681	30,160
三浦地区	1,045	1,436	1,479	2,915
鈴田地区	1,025	1,403	1,500	2,903
萱瀬地区	680	901	1,041	1,942
竹松地区	8,895	11,342	12,065	23,407
福重地区	1,436	1,916	2,138	4,054
松原地区	764	942	1,100	2,042
合 計	37,887	44,751	49,441	94,192

※長崎県 28年7月：1,368,309人 29年7月：1,355,763人 30年7月：1,341,702人 : 減少

大村市 28年7月： 93,034人 29年7月： 93,521人 30年7月： 94,192人 : 増加

### 4 主要道路

市内道路網の重要幹線である国道34号は特に朝夕に交通渋滞を引き起こしており、その渋滞解消や緩和を図るため、国土交通省により、大村市内の道路拡幅事業が進められている。

市内を南北に縦貫する一般県道大村外環状線においては、平成22年度から都市計画道路池田沖田線全線で事業着手され、新幹線新大村駅（仮称）へのアクセス道路、地域の幹線道路として長崎県により、事業が進められている。

国道34号線のバイパスとなるべき都市計画道路杭出津松原線、主要地方道大村貝津線、大村レインボー道路、大村湾グリーンロード等の整備が進むにつれ、更に、34号線の4車線化も進捗されており、渋滞も改善に向けて進んでいる。

また、国道444号線も市東部地区の活性化に寄与するとともに佐賀県及び福岡県南部地区との連結幹線道として発展してきている。

## 5 鉄道、高速自動車道

JR大村線は、佐世保方面、長崎方面への交通手段として利用されている。また、九州新幹線西九州ルート工事が2022年完成に向けて順調に進捗しており、長崎自動車道の大村インターチェンジ、2018年3月に開通した木場スマートインターチェンジの利用と併せ、県内外への高速交通体系の整備が進んでいる。

## 6 空港

大村湾に浮かぶ箕島に世界初の海上空港として1975年につくられた長崎空港があり、本土とは約1kmの箕島大橋によりつながっている。

1979年に上海定期便が初就航し、国際空港としての第一歩を踏み出した。

2011年、旧大村空港開設当初からのA滑走路1,200mが、国土交通省から防衛省に移管され、現在、A滑走路は大村飛行場となり、海上自衛隊大村航空基地が管理し、長崎県防災航空隊、長崎県警察航空隊が所在、使用している。

現長崎空港は、旧B滑走路3,000mを管理・運航している。

## 7 自衛隊施設

大村市内には、陸上自衛隊の大村駐屯地、竹松駐屯地及び海上自衛隊の大村航空基地の3つが所在している。

### (1) 陸上自衛隊大村駐屯地

陸上自衛隊大村駐屯地は、大村市の中心部付近に位置し、長崎県（壱岐、対馬を除く）全域の災害派遣担当部隊である第16普通科連隊を基幹部隊として、第4施設大隊、大村駐屯地業務隊等が駐屯する面積約32.5万㎡を有する駐屯地である。

### (2) 陸上自衛隊竹松駐屯地

陸上自衛隊竹松駐屯地は、大村市の中心よりやや北よりの大村湾沿いに位置し、第7高射特科群（ホーク部隊）を基幹部隊として、竹松駐屯地業務隊等が駐屯する面積約36万㎡を有する駐屯地である。

### (3) 海上自衛隊大村航空基地

海上自衛隊大村航空基地は、大村市の中心よりやや北よりの大村湾沿いに位置し、陸上自衛隊竹松駐屯地に隣接し、第22航空群（ヘリコプター部隊）を基幹部隊として面積約31万㎡を有する基地である。

### (4) 演習場

大村市の東側山側に陸上自衛隊竹松駐屯地業務隊が管理する大多武演習場、面積約106万㎡を有している。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

大村市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

### 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダム破壊
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設、JR駅、空港ターミナル等の爆破、列車等の爆破

#### (2) 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム等の使用による放射能の汚染・拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

## 第 2 編

### 平素からの備えや予防

- 第 1 章 組織・体制の整備等
- 第 2 章 避難、救援に関する平素からの備え
- 第 3 章 物資及び資材の備蓄、整備
- 第 4 章 国民保護に関する啓発





## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 市の各部局課における平素の業務

市の各部局課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

#### 【市の各部局課における平素の業務】

部局課名	平 素 の 業 務
企画政策部 総務部 財政部 議会事務局 会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護に関する業務の総括及び企画立案に関すること。</li> <li>・ 大村市国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・ 国民保護措置についての訓練に関すること</li> <li>・ 国、県、他市町村及び関係機関との連絡・調整に関すること。</li> <li>・ 避難実施要領の策定及び住民避難誘導に関すること</li> <li>・ 特殊標章等の交付に関すること</li> <li>・ 住民に対する各種警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li> <li>・ 避難及び救援のための物資及び資材の備蓄等に関すること</li> <li>・ 大村市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）に関すること</li> <li>・ 国民保護措置関係予算等、財務に関すること</li> <li>・ 各部課及び市議会等との連絡調整に関すること</li> <li>・ 国民保護措置及び被災時の広報全般に関すること</li> <li>・ 情報機器、伝達手段（インターネット等）の運用・確保に関すること</li> <li>・ 義捐金の保管に関すること</li> </ul>
市民環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地の防疫及び汚染調査、対策等に関すること</li> <li>・ 薬品及び衛生材料の調達等に関すること</li> <li>・ 被災者・避難者等の安否情報収集・整備に関すること</li> <li>・ ごみ、し尿、廃棄物処理の体制整備に関すること</li> <li>・ 火葬、埋葬の体制に関すること</li> </ul>
福祉保健部 こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難施設の運営体制の整備に関すること（避難所開設、避難者把握等）</li> <li>・ 医療、医薬品等の供給体制及び救急医療体制の整備に関すること</li> <li>・ 被災者への保健衛生対策に関すること</li> <li>・ 高齢者、障がい者等要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・ 動物（ペット）の保護に関すること</li> </ul>
産業振興部 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産関係団体との連絡調整に関すること</li> <li>・ 家畜の保護に関すること</li> <li>・ 漁港施設及び農林道等の状況の把握・対策に関すること</li> <li>・ 商工業関係団体との連絡調整に関すること</li> </ul>
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設住宅の建設等に関すること</li> <li>・ 避難住民の輸送経路（陸海路）の確保、計画に関すること</li> <li>・ 道路の状況の把握・対策に関すること</li> </ul>

上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援のための飲料水の確保に関すること</li> <li>・ 上下水道の保全に関すること</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立学校等への警報の伝達体制および避難計画の整備に関すること</li> <li>・ 文化財の保護に関すること</li> <li>・ 避難施設（小中学校の避難施設）の運営体制の整備に関すること</li> </ul>

※市の国民保護に関する業務の総括、各部課間調整、企画立案等については、市の国民保護担当責任者（総務部長）が行う。

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要がある消防及び救急救命活動について、県央消防本部、特に大村消防署との連携を図りつつ、当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確立する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

体 制		参 集 基 準
①	担当課体制	担当課の国民保護担当職員が参集
②	緊急処理事態対策本部体制	原則として、市対策本部体制に準じて職員の参集を行う。この際の参集規模は、発生した事態等の状況に応じ、その都度判断して示す。
③	市対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課等での対応が必要な場合（現場等情報により、多数の死傷者が出る等の事案が発生した場合）		②
事態認定後	市対策本部設置の通知がない場合	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課等での対応が必要な場合（現場等情報により、多数の死傷者が出る等の事案が発生した場合）	②
	市対策本部設置の通知を受けた場合		③

- (4) 幹部職員等への連絡手段の確保  
市の幹部職員及び国民保護担当課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。
- (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応  
市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。  
なお、市対策本部長、市対策副本部長等の代替職員については、以下のとおりとする。

**【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員】**

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市 長	副 市 長	総 務 部 長	企画政策部長
副 市 長	総 務 部 長	企画政策部長	

- (6) 職員の服務基準  
市は、(3)の「職員参集基準」に示す①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。
- (7) 交代要員等の確保  
市は、事態状況に応じた体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう以下の項目について定める。
- ア 交代要員の確保、その他職員の配置
  - イ 食料、燃料等の備蓄
  - ウ 自家発電設備の確保
  - エ 仮眠設備等の確保等

**3 消防機関の体制**

- (1) 県央消防本部及び大村消防署における体制  
市は、県央消防本部及び大村消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に武力攻撃事態等の初動時における緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。
- (2) 消防団の充実・活性化の推進等  
市は、消防団が武力攻撃事態等の初動に引続く、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進及び消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、使用施設等の整備支援等への取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。  
また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

#### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

##### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利、利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、迅速かつ適切な対応を行えるよう準備する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることにより、国民の権利、利益の救済のため迅速に対応する。

##### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

##### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利、利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。この際、特に他の自治体から応援職員を受け入れ、効率的な災害対応に努める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の幹事会等を活用するなど、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話、FAX番号及びメールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県との連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

市は、発令された警報内容、避難や輸送手段等の経路、救援方法等に関し、県との情報共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県との協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県及び市が行う国民保護措置の整合性を図る。

#### (4) 警察との連携

市長は、武力攻撃事態が発生した場合、自らが管理する道路について、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察との連携を図る。

### 3 近接市町との連携

#### (1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

## (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

## 4 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 自主防災組織等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外の各関係団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びその他の関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### **第3節 通信の確保**

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### **1 非常通信体制の整備**

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### **2 非常通信体制の確保**

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。



## 第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に留意し、その運用・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	○武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線を中心に情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。
	○非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	○無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	○被災現場の状況の写真等を無線を利用して、県対策本部等に伝送するシステムの構築に努める。
運用 面	○武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	○夜間・休日等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	○通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する。
	○無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	○電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	○担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
○国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 個人情報の取扱い

市は、個人情報の取り扱いについては法令の規定に基づき十分留意する。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、防災行政無線等による伝達内容等が適時に行き渡るよう周知徹底を図る。

このため、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に対する迅速かつ確実な伝達に配慮する。(特に民生委員や社会福祉協議会等との十分な協議を行い、それぞれの役割等を明確にしておくことが大切である。)

(2) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備

市は、対処の時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム (J-ALERT) を整備する。

(3) 警察及び海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係る警報サイレン (「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知) については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について、防災ラジオの設置を促し情報伝達手段の確保に努める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、市の防災行政無線等による警報内容の伝達や住

民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類及び収集・報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

#### (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

#### (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

#### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

#### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に必要な知識や理解が得られるように研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

**【被災情報の報告様式】**

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分  
大 村 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 大村市△△町A丁目B番地C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市 町 名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市 町 名	年月日	性別	年齢	概 況

## 第5節 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県職員能力開発センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等活用による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、警察、海上保安庁及び自衛隊の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、建物地下等への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、状況付与に基づいて参加者に考えさせ、意思決定を行わせる図上訓練及び実際に判断し、決定した事項に基づき、人・物等を動かす実践的な実動訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考に、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部設置のための職員参集訓練及び市対策本部設置及び運営訓練
- イ 警報・避難指示等の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援に関する平素からの備え

避難、救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難させる住民の誘導を行うことができるよう住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障がい者等、避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している「避難行動要支援者名簿」を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な対策・対応を行う「要配慮者班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### ※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市（町村）は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、密接な連携関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的余裕がない場合においては、事業所単位により、集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を行い、対応を確認する。

- (6) 平素からのJ-ALERTによる情報の伝達と、ホームページ等の情報を収集し、弾道ミサイル落下時の行動の周知に努める。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察、海上保安部及び自衛隊等と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に鑑み、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制整備に努める。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### ◇ 輸送力に関する情報

- ア 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

#### ◇ 輸送施設に関する情報

- ア 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- イ 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ウ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
- エ 飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。



## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有施設等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、当該区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	土木部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部 農林部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理監
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	福祉保健部
	3号	火薬類	経済産業省	危機管理監
	4号	高圧ガス	経済産業省	危機管理監
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	福祉保健部 農林部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資及び資材については備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (3) 県及び他市町等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の点検・整備

#### (1) 施設及び設備の点検・整備

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について点検又は整備する。

#### (2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対して、広報誌、パンフレット、テレビ・ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立小・中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

#### (1) 通報義務等の周知

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

#### (2) 住民のとるべき対応の周知

市は、弾道ミサイル攻撃を受けた場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対応についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当方法についても普及に努める。

# 第 3 編

## 武力攻撃事態等への対処

- 第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第 2 章 市対策本部の設置等
- 第 3 章 関係機関相互の連携
- 第 4 章 警報及び避難の指示等
- 第 5 章 救 援
- 第 6 章 安否情報の収集・提供
- 第 7 章 武力攻撃災害への対処
- 第 8 章 被災情報の収集及び報告
- 第 9 章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 特殊標章等の交付及び管理



# 第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において武力攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態等において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

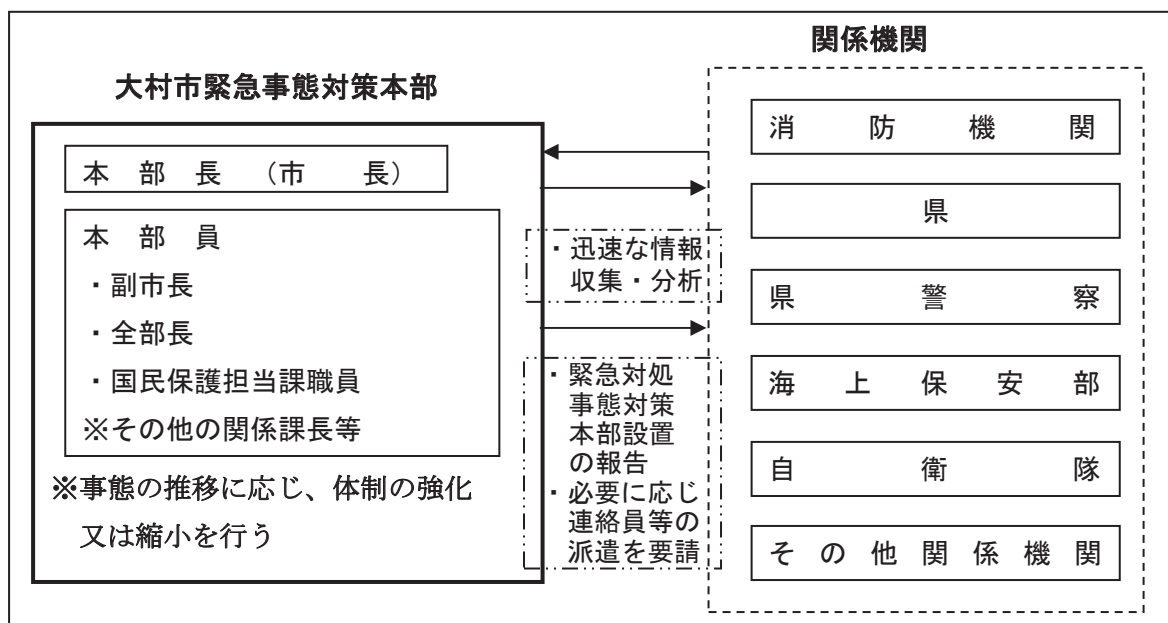
### 1 事態認定前における緊急処理事態対策本部等の設置及び初動措置

#### (1) 緊急処理事態対策本部等の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合は、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「大村市緊急処理事態対策本部（以下、緊急処理事態対策本部という。）」を設置する。

緊急処理事態対策本部は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長及び職員など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

#### ※ 【緊急処理事態対策本部の構成等】 <イメージ>



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び部課長等に報告するものとする。

イ 緊急対処事態対策本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急対処事態対策本部を設置した旨について、県及び関係機関等に連絡、通知する。

この場合、緊急対処事態対策本部は、迅速な情報収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急対処事態対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救急・救助の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

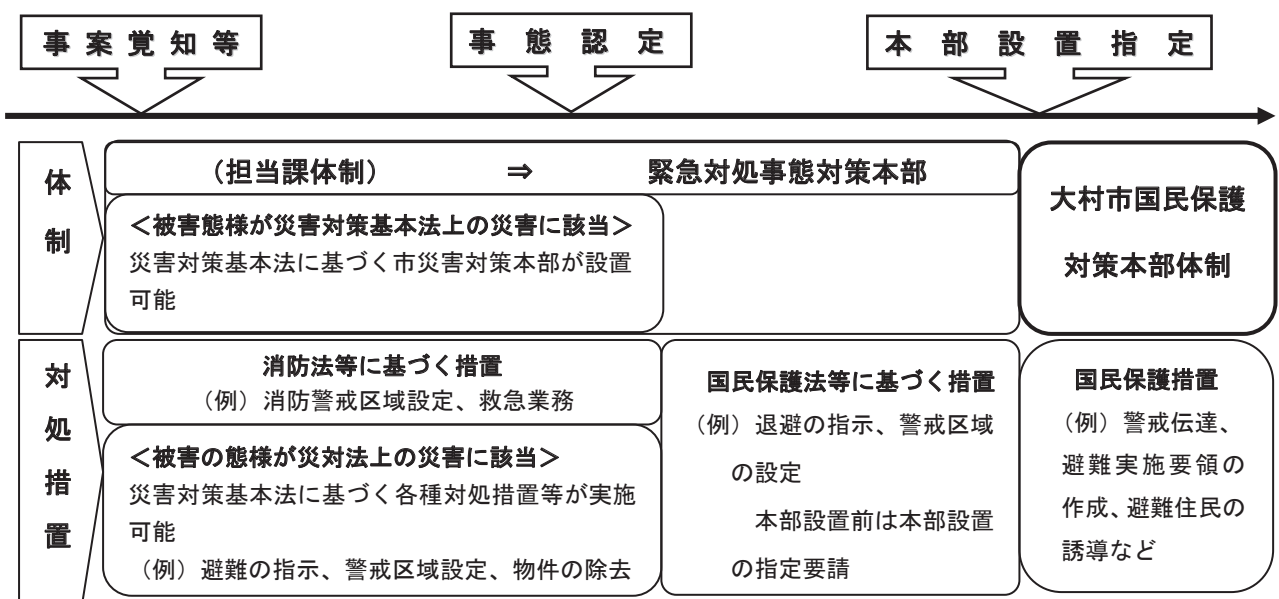
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急対処事態対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行し、緊急対処事態対策本部は廃止する。





## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応態勢を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、更に状況に応じ緊急対処事態対策本部を開設する等、即応態勢の強化を図る。

このような場合、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集態勢の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、設置する場合の手順や対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

政府の事態認定により、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市として指定通知を受ける。

##### イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。この際、事前に緊急対処事態対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

##### ウ 市対策本部員及び市対策本部職員等の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### エ 市対策本部の開設及び設置の連絡

市対策本部担当者は、市役所本館大会議室に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に関係機関相互の電話、FAX、電子メール等の通信手段の状態を確認する。

市長は、市対策本部を設置したとき、県及び市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠室等の確保を行う。

##### カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設として中央公民館大会議室に準備する。

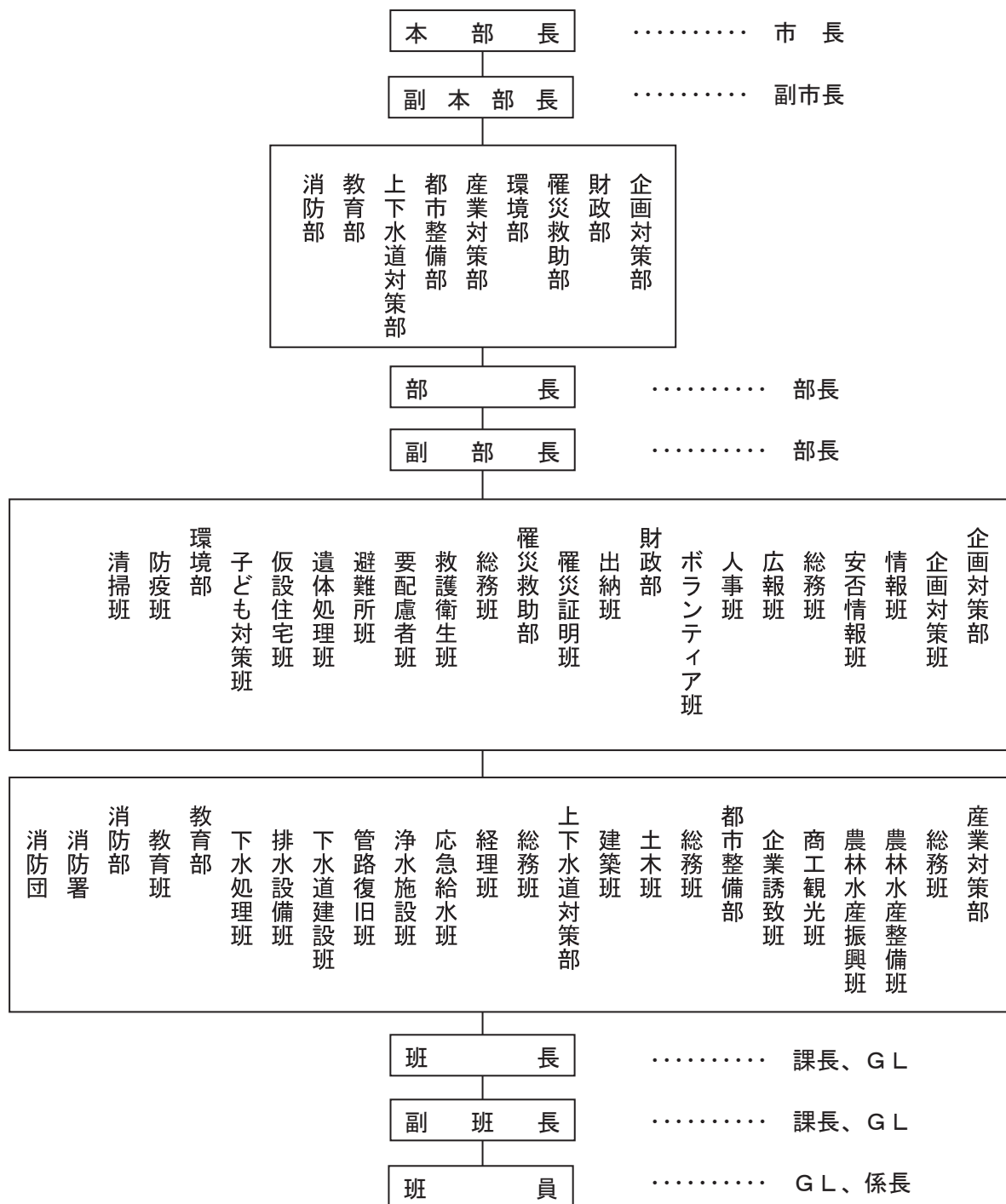
また、当該市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

#### (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成

大村市国民保護対策本部組織図



## 大村市国民保護対策本部事務分掌

部	班	事 務 分 掌	担 当 課
企画対策部 部長： 総務部長 副部長 企画政策部 長	企画対策班 班長： 安全対策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護法、長崎県国民保護計画を踏まえた、大村市の国民保護計画及び措置の総括に関すること</li> <li>2 市国民保護対策本部に関すること</li> <li>3 市の総合的被災復旧等対策の確立に関すること</li> <li>4 部外諸機関との連絡・調整に関すること</li> <li>5 県に対する自衛隊への出動要請依頼に関すること</li> <li>6 国、県及び他市町に対する各種要請等に関すること</li> <li>7 市民に対する避難情報、勧告、指示に関すること</li> <li>8 市の被害状況報告に関すること</li> </ol>	危機管理課 安全対策課 企画政策課 地方創生課 用地管財課
	情報班 班長： 地域げんき課 長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内を含む被災状況及び情報の収集・伝達に関すること</li> <li>2 関係機関の活動状況の掌握に関すること</li> <li>3 気象情報の収集及び通報に関すること</li> </ol>	地域げんき課 (出張所含む) 広報戦略課
	安否情報班 班長：市民課長	被災者・避難者等の安否情報に関すること	市民課（一部）
	総務班 班長： 総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副部長の被災地域の視察に関すること</li> <li>2 被災者見舞い及び視察者の応対に関すること</li> <li>3 被災証明書発行に関すること</li> <li>4 職員、関係機関連絡員の仮眠場所に関すること</li> </ol>	総務課 秘書課
	広報班 班長： 広報戦略課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関に対する情報の発表及び連絡に関すること</li> <li>2 事態対応及び被災情報の広報に関すること</li> <li>3 被災等写真の撮影収集、記録撮影に関すること</li> </ol>	広報戦略課（広報） 選管事務局
	人事班 班長： 人事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部運営等人員の配置並びに調整に関すること</li> <li>2 労務者の雇用に関すること</li> <li>3 人事給与（労務者含む）に関すること</li> <li>4 職員の安否確認に関すること</li> <li>5 他自治体からの応援職員を受入れ及び配置の調整に関すること</li> </ol>	人事課 地域げんき課 (スポーツ振興室)
	ボランティア班 班長：男女いきいき推進課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアセンター開設に関すること</li> <li>2 ボランティアの受入・配置に関すること</li> </ol>	男女いきいき推進課
財政部 部長： 財政部長	財務班 班長： 財政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事態対応及び災害復旧等に係る予算措置に関すること</li> <li>2 応急復旧資金に関すること</li> <li>3 事態対応及び対策用の応急物資の調達に関すること</li> <li>4 車両の集中管理及び配車に関すること</li> </ol>	財政課 契約課
	出納班 班長： 会計管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金の保管に関すること</li> <li>2 事態対応等に関する諸支出に関すること</li> </ol>	会計課

部	班	事務分掌	担当課
財政部 部長： 財政部長	罹災証明班 班長：税務課長	1 家屋の罹災調査に関する事 2 罹災証明書の発行に関する事	税務課 収納課
罹災救助部 部長： 福祉保健部長 副部長： こども未来 部長	総務班 班長： 福祉総務課長	1 災害救助法及び国民保護法等の適用に関する事 2 関係物資・機材の調達・保管・輸送に関する事 3 義援金・救援物資の受付・配分に関する事 4 医療施設、福祉施設、介護施設等の被害状況の確認に関する事 5 災害弔慰金、災害援護資金に関する事	福祉総務課
	救護衛生班 班長： 国保けんこう 課長	1 医師会、日赤等関係機関との連絡・調整に関する事 2 仮設救護所の開設・運営に関する事 3 傷病者の搬送に関する事 4 避難住民の健康対策に関する事	国保けんこう課
	要配慮者班 班長： 障がい福祉課 長	1 事態発生に伴う要配慮者の安否確認に関する事 2 事態発生に伴う要配慮者の避難支援に関する事	障がい福祉課
	避難所班 班長： 長寿介護課長	1 指定避難所、福祉介護避難所の開設・運営に関する事 2 在宅被災者等への生活必需品の配分に関する事 3 各地域の被害状況の収集・報告に関する事	長寿介護課 市民課（一部） 出張所
	遺体処理班 班長： 保護課長	1 遺体安置所の開設・運営に関する事 2 遺体の搬送に関する事 3 遺族等へのグリーフケアに関する事	保護課
	仮設住宅班 班長：監査委員 会事務局長	1 仮設住宅の運営に関する事 2 応急仮設住宅サポート拠点の開設・運営に関する事	監査委員会事務局
	こども対策班 班長： こども政策課長	1 児童福祉施設及び幼稚園の被害状況等の把握に関する事 2 応急保育対策に関する事 3 被災により保護が必要となった児童の実態把握及び対策に関する事	こども政策課 こども家庭課
環境部 部長： 市民環境部長	防疫班 班長： 環境保全課長	1 防疫に関する事。 2 薬品及び衛生材料の調整に関する事。 3 埋葬・火葬に関する事	環境保全課 市民課（主力） 競艇企業局
	清掃班 班長： 環境センター長	1 ゴミの収集、焼却作業に関する事 2 し尿等の処理作業に関する事 3 漂流物、汚染物等への対応、処理に関する事	環境センター 競艇企業局

部	班	事務分掌	担当課
産業対策部 部長： 産業振興部長	総務班 班長：商工振興課長	1 産業振興部全般の被害状況収集及び対策に関すること 2 罹災農林水産業者、商工業者の災害金融に関すること	農林水産振興課 商工振興課 観光振興課 企業誘致課 農業委員会
	農林水産整備班 班長： 農林水産整備課長	1 農地及び農業用施設の被災調査及び対策に関すること 2 溜池の保全に関すること 3 林野関係の被害復旧に関すること 4 林道の被害復旧に関すること 5 漁港の被害復旧に関すること	農林水産整備課
	農林水産振興班 班長： 農林水産振興課長	1 応急用農作物の種苗の補給に関すること 2 農作物の被害対策に関すること 3 家畜の被害対策に関すること	農業水産振興課
	商工観光班 班長： 観光振興課長	1 商工業者並びに観光施設の被害状況に関すること 2 応急復旧資材確保斡旋に関すること	商工振興課 観光振興課
	企業立地班 班長： 企業誘致課長	1 誘致企業及び工業団地の被害状況収集に関すること 2 応急復旧資材確保斡旋に関すること	企業誘致課
都市整備部 部長： 都市整備部長	総務班 班長： 道路課総務 GL	1 都市整備部全般の被害状況収集に関すること 2 土木復旧事業の総括に関すること	都市計画課 道路課 河川公園課 建築課
	土木班 班長： 河川公園課長	1 道路橋梁の被害復旧に関すること 2 被災時における道路橋梁の使用に関すること 3 港湾の被災復旧に関すること 4 被災した河川堤防、溝きよ、水路及び樋門等の復旧・補強に関すること	
	建築班 班長： 建築課長	1 建築物の二次災害防止に関すること 2 応急仮設住宅の設置及び資材の調達に関すること 3 被災者の復興住宅の建築に関すること 4 市有建物の応急対策に関すること 5 建物等の被害報告に関すること	

部	班	事務分掌	担当課
上下水道対策部 部長： 上下水道事業 管理者 副部長： 次長	総務班 班長： 業務課長	1 事態発生に伴う情報収集並びに市対策本部との連絡に関する こと 2 事態発生に伴う広報に関する こと 3 事態発生に伴う相談窓口に関する こと	業務課
	経理班 班長： 業務課長	復旧資材の調達に関する こと	業務課
	応急給水班 班長： 水道工務課長	避難場所への応急給水の運搬に関する こと	水道工務課
	浄水施設班 班長： 浄水課長	1 上水道の浄水施設及び各水源の復旧に関する こと 2 簡易水道の浄水施設、各配水池及び各水源の復旧に関する こと 3 工業用水道の施設、各配水池及び各水源の復旧に関する こと	浄水課
	管路復旧班 班長： 水道工務課長	1 上水道の浄水施設及び各水源の復旧に関する こと 2 簡易水道の浄水施設、各排水池及び各水源の復旧に関する こと 3 工業用水道の施設、各排水池及び各水源の復旧に関する こと	水道工務課
	下水道建設班 班長： 下水道工務課長	1 下水道区域内及び農業集落排水区域内の下水排除対策に関する こと 2 下水道施設の復旧に関する こと 3 農業集落排水施設の復旧に関する こと	下水道工務課
	排水設備班 班長： 下水道工務課長	下水道区域内及び農業集落排水区域内の下水（排水設備） 排除対策に関する こと。	下水道工務課
	下水処理班 班長： 下水道施設課長	1 終末処理場及びポンプ場における流入下水の処理対策に関する こと 2 農業集落排水汚水処理施設における流入下水の処理対策に関する こと	下水道施設課
教育部 部長： 教育長 副部長： 教育次長	教育班 班長： 教育総務課長	1 児童生徒及び教職員の被災状況の掌握に関する こと 2 学校施設・教育文化施設の被害状況収集及び対策本部との連絡調整に関する こと 3 応急教育対策及び学童及び授業の措置に関する こと 4 教科書及び学用品の調達・確保に関する こと 5 文化財の被害情報の収集及び対策に関する こと	教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化振興課

部	班	事務分掌	担当課
消防部 部長： 消防署長	消防署の計画	1 消防職員の非常招集及び非常配置に関すること 2 事態発生に伴う被害への警戒及び予防に関すること 3 避難誘導及び罹災者の救助、救援に関すること 4 行方不明者及び遺体の捜索に関すること 5 被災地の障害物除去に関すること 6 消防団との連携に関すること	消防署
	消防団	1 事態発生に伴う被害への警戒及び予防に関すること 2 消防、その他の応急処置に関すること 3 避難誘導及び被災者の救助・救援に関すること 4 行方不明者及び遺体の捜索に関すること 5 被災地の障害物除去に関すること	消防団

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐため、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者（広報班長）を設置する。

イ 広報手段

市防災行政無線（屋外拡声子局、防災ラジオ）、ホームページ、防災メール、公共のテレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- (イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市対策本部等の体制

市の地理及び地域の特性、対策本部機能の分散による機能低下防止の観点から、市単独での現地対策本部及び現地調整所は、原則として設置しない。

このため、国民保護措置の的確かつ迅速な実施、被害の軽減及び安全確保のための国・県の対策本部、関係機関（県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊、医療機関等）との詳細な調整等は、市対策本部において統合一元的に実施する。

この際、主要道路の損壊、通信途絶等により、孤立した地域が発生した場合には、速やかに防災行政無線移動系を携行した担当職員を派遣し、現地情報、特に緊急を要する被災情報等の収集、現地の自主防災組織、関係機関等の活動状況及び意見等を確認させ、市対策本部において市の国民保護措置の総合調整及び措置内容の決定を行う。



(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関しての総合調整や国並びに指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請をする。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報提供の依頼

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を依頼する。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の要求

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を要求する。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の要請

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう要請する。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該要請の趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の解散

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく市対策本部を解散する。

## 2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、防災行政無線（移動系）、地域防災無線等の固定系通信回線の利用、又は臨時回線の設定等により、市対策本部と関係機関、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に

配置する。また、直ちに県及び九州総合通信局にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市の間で必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国・県の対策本部との連携

##### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣する等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

#### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

##### (1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事、その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

##### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

##### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関して、県と協議し、必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

#### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

##### (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

通信途絶等により、知事に対する大村市に係る地域への自衛隊の部隊等派遣要請を行うことが出来ない場合は、速やかな通信復旧に努めるとともに、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、当該地域に国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部等において緊密な意思疎通を図る。

#### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町等への応援の要求
- ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町等に対して応援を求める。
- イ 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求
- 市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託
- ア 市が国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更、若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

#### 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
- また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。
- また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため、必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

#### 6 市の行う応援等

- (1) 他の市町に対して行う応援等
- ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する

場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 自主防災組織、NPO（民間非営利組織）・ボランティア団体等に対する支援等

(1) 武力攻撃事態等における活動団体への配慮

市は、活動団体等の安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その活動の可否を判断する。

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、被災地又は避難先地域におけるニーズや自主防災組織及びボランティア団体等の活動状況を把握し、活動団体への的確な情報提供や必要な支援等により、その能力の最大限の発揮に寄与する。

(2) 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

NPO（民間非営利組織）・ボランティア団体等への支援については、その活動団体及び県と連携し、活動地域の安全と生活環境等のほか、臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保により、その技能等の効果的な活動を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な協力援助を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

## 9 民間等からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等が提供及び支援する救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知が極めて重要となることから、必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の内容の伝達

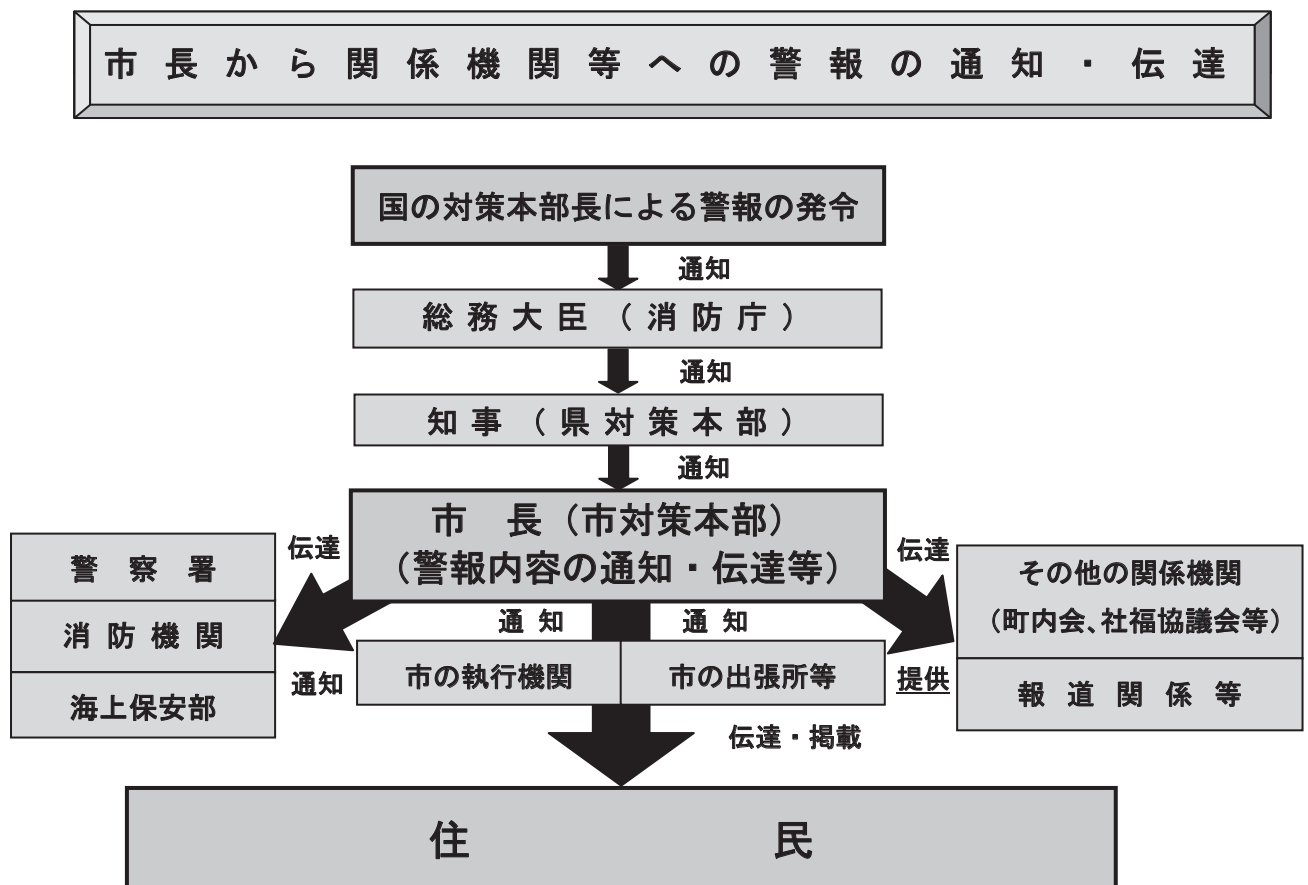
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、町内会、社会福祉協議会など）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

ア 市は、当該市の他の執行機関及びその他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令されたら速やかに報道発表を行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関等への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は全国瞬時警報システム（J-ALERT）と自動連動している防災行政無線の屋外拡声器や防災ラジオ、登録制メール、ケーブルTV等により瞬時に情報を伝達する。全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報を、手動にて防災行政無線を活用し周知を図る。

ア 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合においては、防災行政無線の屋外拡声子局のサイレン吹鳴及び防災ラジオ等あらゆる伝達手段により、住民に武力攻撃事態等が発生し、警報が発令された事実、今後の住民がとるべき対応等について伝達・周知する。

イ 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合においては、原則としてサイレン吹鳴は実施せず、防災行政無線による音声放送及び市の防災メール、ホームページ、公共のテレビ、ラジオにより、事実の伝達・周知を図る。

ウ 住民周知の手段として、消防団や自主防災組織の長による伝達、町内会等への協力依頼なども活用する。特に早期の周知が必要と認める地域、町内等には、市防災行政無線により、重点的に周知する。

(2) 市長は、消防機関との連携及び自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、当該区域の全世帯等に警報内容等の伝達ができるように体制を整備する。

この際、消防機関は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密着なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、警察交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、関係部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、防災行政無線のサイレンは使用せず、音声放送及び市の防災メール、その他の伝達手段をもって行うものとする。（その他は警報の発令の場合と同様とする）

## 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関等への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

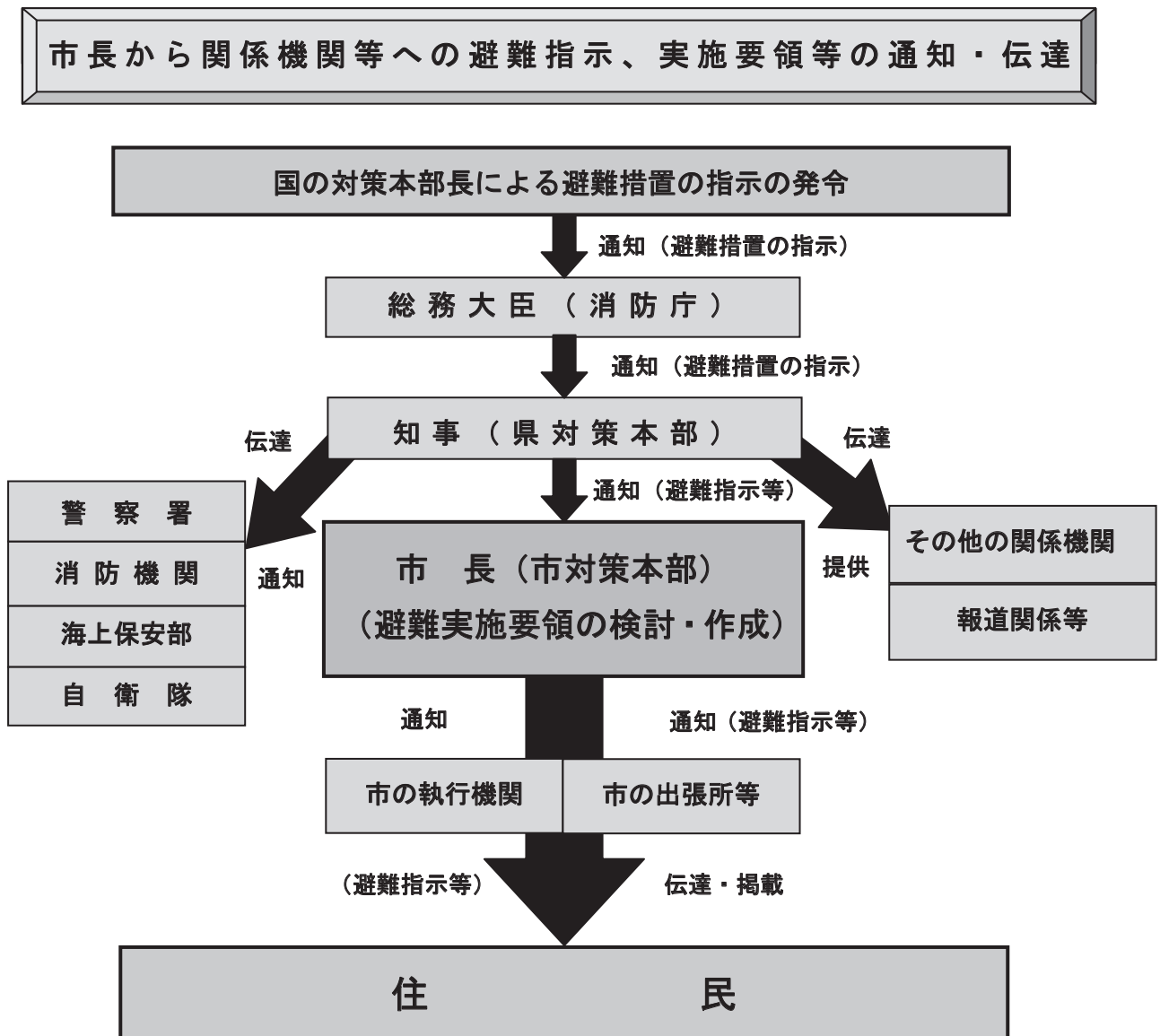
## 第2節 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセス及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示等の流れについては下図のとおり。





## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### ※ 【避難実施要領に定める事項（法第61条第2項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

### ※ 【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

### (2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）  
（特に避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）  
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 要配慮者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、要配慮者班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整  
（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

## ※ 【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等（避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等、市の意見や関連する情報）を連絡する。

### (3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を迅速かつ的確に伝達する。また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防署長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容等を提供する。

## 3 避難住民の誘導

### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、また、市の区域を管轄する消防長と連携し、避難住民を誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

この際、職員は防災服、腕章、旗、特殊標章等を着用、携行し、住民の避難誘導活動への理解や協力を得られるよう毅然とした態度で行動する。

また夜間は、暗闇の中における視界の低下により、人々の不安も一層高まる傾向があることから、避難経路の要所要所において夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安軽減のための措置を講ずる。

### (2) 消防機関の活動

大村消防署は、管轄地域内の消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める大村市避難実施要領に基づき、各要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等による効果的な避難誘導を実施する。特にこの際、計画された避難行動要支援者の人員輸送車両等による、搬送の支援を行うため、保有する装備を有効活用して避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、大村消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を実施する。

また、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当地域との繋がりを活かして実施する。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた場合、その時点における事態や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

市長は、現場での誘導に関する調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、現地確認・調整のための担当職員を派遣し、直接、現状の把握、報告等を行なわせ、関係機関等との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、自主防災組織や町内会長等、当該地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助・協力を要請する。

(5) 誘導時における食品等の供給の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品や飲料水の供給、医療の提供及びその他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、必要な情報を適時適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の詳細状況とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体、消防団等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

また、「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、避難のための時間的余裕の把握が難しく、避難することにより攻撃に巻き込まれる可能性があるような場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察と協力し、住民等からの安全安心に関する相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

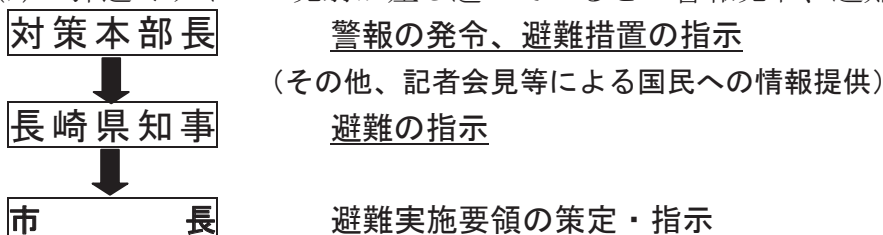
- (10) 動物の保護等に関する配慮  
市は、国が通知している「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。  
ア 危険動物等の逸走対策  
イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
- (11) 通行禁止措置の周知  
道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、直ちに警察と協力して、住民等に周知徹底を図るよう努める。
- (12) 県に対する要請等  
市長は、避難住民の誘導に際して、食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。  
また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。  
市長は、知事から市が行う避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- (13) 避難住民の運送の求め等  
市長は、避難住民の運送が必要な場合、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。  
市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。
- (14) 避難住民の復帰のための措置  
市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

#### 4 各種事態における避難住民の誘導

- (1) 弾道ミサイル攻撃  
ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。  
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)  
以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人個人が対応できるように、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

イ 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

(ア) 弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報発令、避難措置指示



(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

ウ 弾道ミサイル攻撃について

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイル攻撃を行う国の意図等により、攻撃目標は変化するし、弾道ミサイルの精度によって実際の着弾地点も変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市内全域に着弾の可能性があり得るものとして、対応する必要がある。

また、航空攻撃事態が行われた場合は、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃

ア ゲリラ・特殊部隊等による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ ゲリラ・特殊部隊等による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的に住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 避難実施要領の策定に当たっては、市の各執行機関、消防機関、県、警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

この際、特に事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関からの情報に基づく助言等により、的確な措置の策定を行う。

## ※ 避難に比較的時間の余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

## ※ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個人個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時は住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

## ※ 【ゲリラ・特殊部隊による攻撃について】

相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、比較的に少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

### (3) 着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となることから、刻々と進展・変化する情勢、状況に伴い国の総合的な方針は変化し、県の計画、対応も並行して修正されていく。

このため、市の着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から斯かる避難を想定した具体的な対応について定めることはせず、迅速な対応をとるための訓練、研究・検討等を行う。

# 第5章 救 援

## 1 救援の実施

### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったとき、次に掲げる措置の内を実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の供給又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の供給

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に散乱した瓦礫、竹木類等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施される措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

## ※ 【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

## 2 関係機関との連携

### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### (2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援措置を実施する。

### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

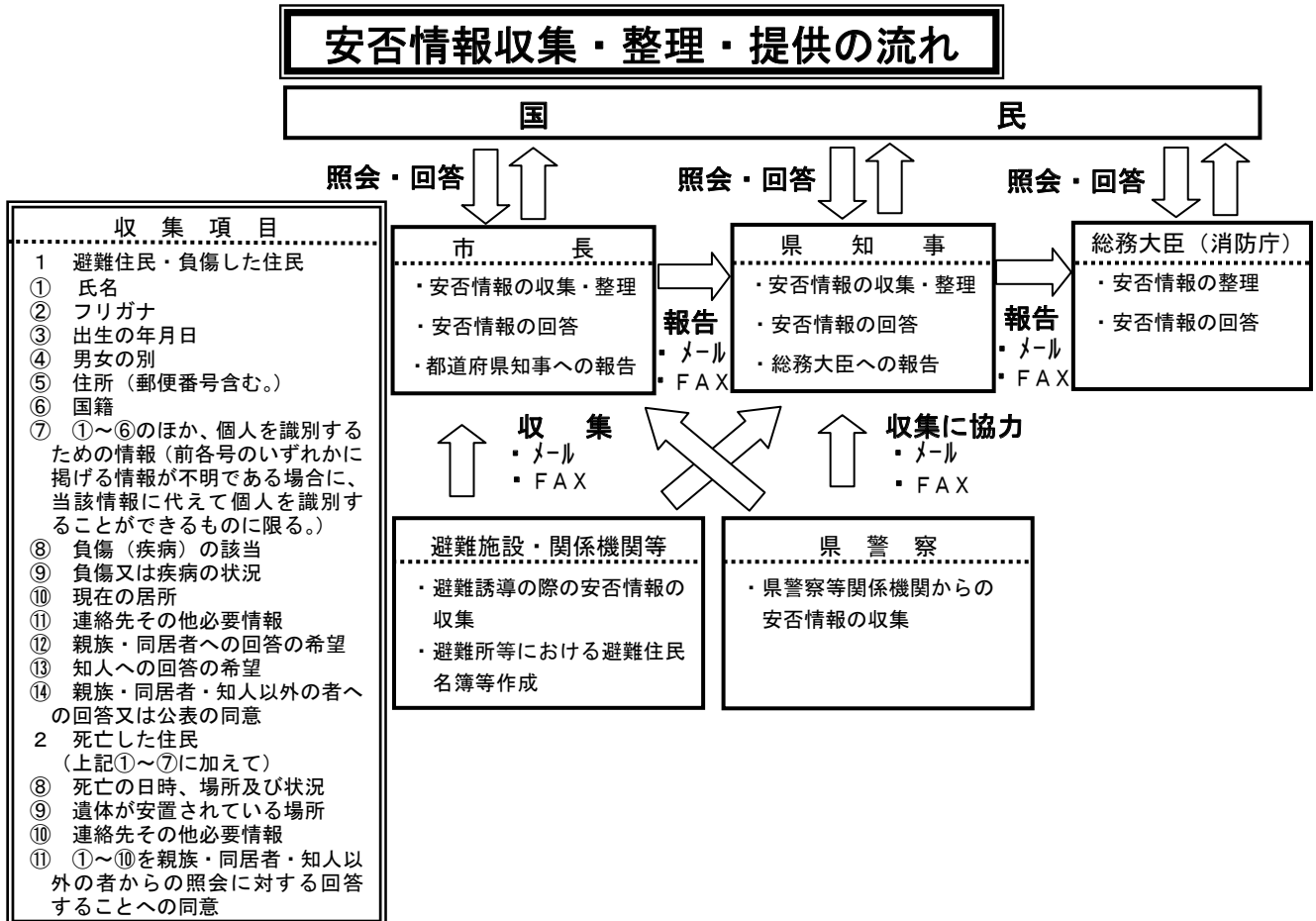
また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。



## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難所等において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用し、最新の避難者名簿を作成・整理し、管理する。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫して、これらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報等の照会窓口、電話、FAX番号及びメールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

### (3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留

意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

#### **4 日本赤十字社に対する協力**

市は、日本赤十字社県支部の要請があったとき、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たって、3（2）、（3）と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1節 生活関連等施設の安全確保等

市は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性に鑑み、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

#### 3 生活関連等施設の安全確保

市長は、生活関連等施設が、住民の生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ住民の生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることに鑑み、その安全確保について必要な措置（施設の巡回実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずる。

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握と確認

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集し、関係機関等で当該情報を共有する。

(2) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、市が管理する生活関連等施設以外の施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

ア 市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

イ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

(ア) 対象

A 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

B 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

(イ) 措置

A 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）

B 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

C 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、(1)のイの(イ)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第2節 武力攻撃による原子力災害及びNBC(核・生物・化学)攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃による原子力災害への対処等については、攻撃の対象となる玄海原子力発電所から、実距離30km以上離隔していることから、地域防災計画に準じる。

また、NBC攻撃による災害への対処に当たっては、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。それに伴う必要な事項については、以下のとおり定める。

### 1 武力攻撃による原子力災害への対処

市は、玄海原子力発電所に対する武力攻撃があり、原子力災害が発生した場合は、県及び隣接する近隣市町との連携及び状況の把握に努め、積極的に市民への情報提供を行い、市民生活への不安除去、軽減に努める。

### 2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

##### ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

#### イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

#### ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

### 3 市長の権限

- (1) 市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	権限措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限      ・移動の禁止      ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止      ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限      ・移動の禁止
4号	飲食	・廃棄
5号	建物	・立ち入りの制限      ・立ち入りの禁止      ・封鎖
6号	場所	・交通の制限      ・交通の遮断

- (2) 市長は、上記表中第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、対象物件等の占有者、管理者等に、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、同事項を通知する。
- (3) 上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 (上記表中、第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

### 4 対処要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

### 第3節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、退避の指示や警戒区域の設定を行い、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 退避の指示

##### (1) 退避の指示

ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

退避の指示に際しては、関係する住民への確実な指示内容の伝達及び迅速な退避の実施が必要となることから、退避対象地区及び退避先、経路に担当職員等を早急に派遣し、現地住民等の退避行動を支援するとともに、関係する機関、自治組織、町内会長等との情報の共有や活動内容の調整を行う。

##### イ 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

##### ウ 退避の指示の一例

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避してください。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避してください。

##### エ 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気との接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

##### (2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を防災行政無線及び広報車等により、速やかに住民に伝達・周知するとともに、放送事業者にも連絡する。また、退避の指示内容等について、知事に通知を行い、退避の指示を解除した場合も同様に通知・伝達等を行う。



イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から、国又は県が退避の指示をした旨の通知を受けた場合、退避の指示を行った理由、指示の内容等について、情報の、共有を図り、退避の指示に伴う措置について、関係機関等と調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員等に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察及び海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、併せて活動地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、武力攻撃事態等において、住民等の退避の指示に伴い活動する市の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

イ 警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が判断し、一時的な立入制限区域を設けるものである。

武力攻撃災害対処に関する措置等を講ずる者以外の当該区域への立入制限等違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際して、市対策本部に集約された情報のほか、警察、海上保安部、自衛隊からの助言等を踏まえて、警戒区域の範囲等を決定する。ただし、事態の状況の変化等が発生した場合は、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により、汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線の関係町内会単位を重視した情報伝達を行うとともに広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、テレビ放送事業者に対してその内容を連絡、放送を依頼する。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、海上保安部、消防機

関等と連携し、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から、国又は県が警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、関係機関等と必要な活動等について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様に区域内で活動する職員の安全の確保のため、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急を要すると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物、その他の工作物の一時使用又は土石類、その他の物件の使用、若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（原型維持した工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等の状況や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法、その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

この場合において、県央消防本部及び大村消防署は、装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じて地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により、緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに患者の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測される武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な設備、必要な資機材、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制等を考慮し、災害現場において、消防署職員等と連携しつつ、消防活動の支援を行う。

この際、団員に危険が及ばない範囲に限定した活動を行うものとする。  
オ 市長及び消防署長等は、現場で活動する消防職員、消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線（固定・移動系）その他の通信手段等により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当り、消防機関、警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防団等の機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

### 2 被災情報の報告・通報

- (1) 市は、被災情報の収集によって得た情報を県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。  
また、併せて市対策本部内及び関係各機関等に対して被災情報を通報する。
- (2) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において県等と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障がい者その他要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力低下による感染症等の発生を防ぐため県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため県等と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等を防止するため県等と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況等の把握を行うとともに、供給能力が不足または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県等と連携し、実施する。

### 2 廃棄物の処理

#### (1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、前項アにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策課作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等の発生段階において、水や生活関連物資等の安定的な供給等を実施するため県等と連携しつつ、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際、必要に応じて学校施設等の復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県と連携し、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者、工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止、武力攻撃事態等においても水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置等を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。



# 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

## 2 特殊標章等

- (1) 特殊標章  
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章
- (2) 身分証明書  
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書
- (3) 識別対象  
国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

## 3 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき作成した「大村市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」により、以下に示す職員等に対して、特殊標章等を交付及び使用させる。

市長が交付及び使用させる対象者	
1	市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
2	消防団長及び消防団員
3	市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
4	市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## 4 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の使用の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

# 第 4 編

## 復 旧 等

第 1 章 応急の復旧

第 2 章 武力攻撃災害の復旧

第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等



# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

市は、管理する施設及び設備が、武力攻撃災害による被害を受けたときには、一時的な修繕や補修などによる応急の復旧を行う等、必要な措置を講じる。

応急の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合、安全の確保をした上で、管理する施設及び設備等の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに九州総合通信局にその状況を連絡する。

ただし、平成28年に整備した、屋外拡声子局や防災ラジオ等の防災行政無線(280MHz)については、保守契約企業等に応急の復旧を依頼し、電気通信事業者が九州総合通信局へ連絡する。

#### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関し支援を求める。

### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設についての被害状況を速やかに把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路、漁港施設についての被害状況を速やかに把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### 2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で、市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果として、通常発生する損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行う。

#### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置を実施していく際に損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

# 第 5 編

## 緊急対応事態への対応





## 第5編 緊急処理事態への対処

### 1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

# 資 料 編

資料 1 用語集

資料 2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法) 関係条  
項抜粋

資料 3 国民保護に関する基本指針 (概要)

資料 4 大村市国民保護協議会条例

資料 5 大村市国民保護対策本部及び大村市緊急  
対処事態対策本部条例

資料 6 安否情報省令

資料 7 大村市の特殊標章及び身分証明書に関する  
交付要綱



## 用 語 集

用語集における法および令とは次の法令を指します。

法…国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）

令…国民保護法施行令（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令）

## あ

## ■安定ヨウ素剤

原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素をいいます。放射能による甲状腺障害に対し、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておくことで予防的効果が期待できるといわれています。

## ■安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町の住民以外の者で当該市町に在る者及び死亡した者を含む。）の安否に関する情報→法第94条

## ■安否情報省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集および報告の方法並びに安否情報の紹介及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成17年3月28日総務省令第44号）

## ■LGWAN

総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略。地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークです。

## ■NBC（攻撃）

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

## ■NPO（特定非営利活動組織）

Nonprofit Organizationの略。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

## ■応急の復旧

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の措置を講ずることをいいます。→法139条

## ■オフサイトセンター

原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や都道府県及び市町村の

現地災害対策本部など関係機関が、原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、連携の取れた応急対策を講じていくための拠点となる「緊急事態応急対策拠点施設」で、原子力事業所ごとに予め指定されています。

## か

## ■危険物質等

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体及び財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるものをいいます。→法103条

## ■救援物資

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）をいいます。

## ■緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

## ■緊急処理事態における災害

武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害→法183条

## ■緊急対処保護措置

緊急処理事態において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が行う措置をいいます。→法172条

## ■緊急通報

武力攻撃災害緊急通報。武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体及び財産に対する危険が急迫しているときに、武力攻撃災害の現状及び予測

や、住民及び公使の団体に対して周知させるべき事項を都道府県知事が発令します。→法99条

## ■緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいいます。→法79条

## ■基本指針

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるものです。

## ■緊急消防援助隊

大規模な地震や特殊災害、武力テロなどの広域災害に応援部隊として、県を越えて活動できることを目的に編成されました。隊員は全国の消防本部のなかから登録されています。平成16年4月には、法律に基づく緊急消防援助隊として発足を済ませ、予想される大規模災害に万全の体制で臨んでいます。

## ■警察官等

警察官、海上保安官又は自衛官をいいます。→法第63条

## ■警察署長等

警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいいます。→法64条

## ■原子力事業者

原災法第2条により定義されている者で、具体的には、放射性物質の取り扱い、核燃料などの加工、原子力発電所の運転、放射性物質の貯蔵、再処理、廃棄などの事業を実施している者です。電力会社や燃料加工業者などが該当します。

#### ■国際人道法

国際人道法とは、武力紛争という極限的な状態においても最低限守るべき人道上のルールを定めたものです。国際人道法は、「戦闘で傷ついた兵士や敵に捕えられた捕虜、また、戦闘に参加しない文民を保護する」、「戦闘においては敵に不必要な苦痛を与えない」、「文民と戦闘員、あるいは民間の施設と軍事施設とを区別し、攻撃を軍事目標に限定する」といった基本的な考え方の上に成り立っています。国際人道法で中心的なものは1949年のジュネーヴ4条約と2つの追加議定書です。

#### ■国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めています。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定しています。

#### ■国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画です。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっています。

#### ■国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会です。

#### ■国民の保護のための措置

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置のことをいいます。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のことです。→事態対処法施行令第2条

## さ

#### ■災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律です。

#### ■指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁が指定されています。→「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」第1条

#### ■指定公共機関

公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、当該機関等の業務の公益性や対処措置との関連性などを総合的に判断して、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人が、政令及び内閣総理大臣公示で指定されています。

#### ■指定地方行政機関

武力攻撃事態等への対処のための主体として、国の行政機関のうち必要と考えられる地方支分部局等をいいます。→事態対処法施行令第2条

#### ■指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいいます。→法2条

#### ■自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいいます。

#### ■住民

居住者、滞在者、通過者など、その地域にいるすべての者を含みます。

#### ■事態対処法

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）→法第1条

武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本的事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備するとともに、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別の法制の整備に関する事項を定めるものです。

■実費弁償

県が実施する救援の一環として、県の要請や指示に従って医療を行った医療関係者に対して、県の職務を執行するに要する費用を償うこと又は償うために支払われる金銭をいいます。→法 159 条

■收容施設

避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等の一時的な居住の安定等を図るために知事等が供与しなければならない公民館や体育館などの避難所や応急仮設住宅等の施設をいいます。→法 75 条

■出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等

自衛隊法第 76 条第 1 項、第 78 条第 1 項若しくは第 81 条第 2 項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第 77 条の 4 第 1 項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等をいいます。→法 63 条

■消防吏員等

消防吏員、警察官若しくは海上保安官をいいます。→法 98 条

■生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいいます。

■損害補償

国民が国や地方公共団体からの要請を受けて、国民保護措置の実施に協力したことにより死亡、負傷等をした場合に、その損害を補償することをいいます。→法 160 条

■損失補償

武力攻撃事態等において、国、地方公共団体が法律の規定に基づき収用その他の処分を行われたことで生じた財産上の損害に対して、通常生ずべき損失を補償することをいいます。→法第 159 条

た

■ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾です。

■対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいいます。→事態対処法第 9 条

■対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などがあります。→事態対処法第 2 条

■退避

目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れることをいいます。→法 112 条

■多数の者が利用する施設

学校、病院、駅のほか、大規模集客施設などが該当します。→法 48 条

■特定物資

救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいいます。→法 81 条

■同報系防災行政無線

屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。屋外拡声器は、集落の中心や避難場所等に設置され、屋外にいる屋外にいる住民等に向けて拡声スピーカーから防災情報等が流される。また、携帯ラジオ型の戸別受信機は、各家庭や集会所等に設置されるもので、屋外拡声器を補完する役割を担っています。

■トリアージ

災害発生時、多数の傷病者が発生した場合、現場の医師などによる傷病者の症状の重傷度や緊急度を判定、軽症（緑）・中等症（黄）・重症（赤）・死亡（黒）に色分けしたタグを付け、適切な搬送・治療を行います。医療救護所などでは、トリアージタグに基づき、必要な搬送や応急措置を行います。

は

■被災者

武力攻撃災害による被災者をいいます。→法 74 条

■非常通信協議会

電波法に基づき総務大臣の下部機関として、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を行います。

■避難先地域

住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。→法 52 条

■避難施設

避難する住民を受け入れたり、收容施設の供与・炊き出しなど住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設のこと。武力攻撃事態等において住民の避難及び避難住民等の救援を的確かつ迅速に実施するために、法に基づき知事があらかじめ指定をします。→法 148 条

■避難所

避難先地域において、避難住民等を受け入れる避難施設

■避難住民等

避難の指示を受けて避難した者（自主的に避難した者を含む。）及び武力攻撃災害による被災者をいいます。→法第 75 条

■避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、あらかじめ国民の保護に関する計画に定めている事項や関係機関の意見聴取等によりって、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領をいいます。→法 61 条

■武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。→事態対処法第2条

■武力攻撃災害の復旧

武力攻撃により被害が生じた施設を被害が生ずる前の状態に完全に復するのための事業をいいます。→法141条

■武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。→事態対処法第2条

■武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいいます。→事態対処法第1条

■武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。なお、事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義しています。

■武力攻撃原子力災害

武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいいます。→法105条

■武力攻撃災害への対処に関する措置

武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置をいいます。→法97条

■武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいいます。→法2条

■防災行政無線

「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局です。

県の防災行政無線は、固定系と衛星系の併用により県出先機関や市町村との無線網を構成しています。平常時は一般行政事務用として使用され、災害時には県庁から通信統制を行うことにより、県内の市町村等に一齐に緊急通報を伝達したり、災害現場の状況をいち早く把握する等、災害対策に大きく貢献しています。

市町村の防災行政無線は、「同報通信(同報系防災行政無線)」と「移動通信(移動系防災行政無線)」の2種類に大別されます。

ま

■モニタリングポスト

原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備のことをいいます。

や

■要避難地域

住民の避難が必要な地域をいいます。→法52条

## ○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法) 関係条項抜粋

(目的)

**第一条** この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。)と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第六号まで(第三号を除く。)、第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。

2 この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

3 この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十二條第一号に掲げる措置(同号へに掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。

4 この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(国、地方公共団体等の責務)

**第三条** 国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(市町村の実施する国民の保護のための措置)

**第十六条** 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律其他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置



- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- 2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。
- 3 市町村の区域内の公共的団体は、対処基本方針が定められたときは、市町村の長その他の執行機関(以下「市町村長等」という。)が実施する国民の保護のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、その所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 5 第一項及び第二項の場合において、市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、第十一条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務)

- 第二十七条** 第二十五条第二項の規定による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民保護対策本部(以下「都道府県対策本部」という。)及び市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)を設置しなければならない。
- 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
- 3 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

- 第二十八条** 都道府県対策本部又は市町村対策本部の長は、都道府県国民保護対策本部長(以下「都道府県対策本部長」という。)又は市町村国民保護対策本部長(以下「市町村対策本部長」という。)とし、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもって充てる。
- 2、3 (都道府県対策本部関連:省略)
- 4 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 副市町村長
  - 二 市町村教育委員会の教育長
  - 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員  
(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)
  - 四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
- 5 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
- 6 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県又は市町村の職員以外の者を都道府県対策本部又は市町村対策本部の会議に出席させることができる。
- 7 防衛大臣は、都道府県対策本部長の求めがあつた場合において、国民の保護のための措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認めるときは、その指定する職員を都道府県対策本部の会議に出席させるものとする。
- 8 都道府県知事又は市町村長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあつて当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。

**第三十一条** 第二十七条から前条までに規定するもののほか、都道府県対策本部又は市町村対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

(都道府県の国民の保護に関する計画)

**第三十四条** 都道府県知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 二 都道府県が実施する第十一条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 四 次条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画及び第三十六条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 五 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 六 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し都道府県知事が必要と認める事項

3 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画及び他の都道府県の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の都道府県と関係がある事項を定めるときは、当該都道府県の知事の意見を聴かななければならない。

5 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 前条第六項の規定は、都道府県知事がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村の国民の保護に関する計画)

**第三十五条** 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。

5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

**第三十九条** 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会(以下この条及び次条において「市町村協議会」という。)を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

**第四十条** 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。)

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の助役

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)

六 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。)

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## ○国民の保護に関する基本指針（概要）

### はじめに

我が国に対する外部からの武力攻撃に対処するための基本的事項を定めた事態対処法が平成15年6月に成立し、これを受けて、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定めた国民保護法が平成16年6月に成立した。一方、我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除すること及び国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにすることを我が国の安全保障の目標として掲げた「防衛計画の大綱」が平成16年12月に閣議決定された。このような背景を踏まえ、国民保護法第32条の規定に基づき基本指針を定める。

### 第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護法その他の法令、基本指針並びに国民保護計画及び国民保護業務計画に基づき、次の点に留意しつつ、万全の国民保護措置を的確かつ迅速に実施

- ① 基本的人権を尊重し、国民の自由と権利への制限は、必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に実施
- ② 国民の権利、利益の迅速な救済が可能となるよう、その手続に係る処理体制の確保及び文書の適切な管理を実施
- ③ 武力攻撃等の状況等について、正確な情報を適時適切に国民に提供
- ④ 国、地方公共団体、指定公共機関等関係機関相互の連携協力体制の確保、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣の要請など地方公共団体と防衛省・自衛隊との連携
- ⑤ 啓発の実施、消防団及び自主防災組織の充実活性化、ボランティアへの支援を通じた国民の協力
- ⑥ 日本赤十字社の自主性を尊重、放送事業者の言論その他表現の自由に特に配慮、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性を尊重
- ⑦ 警報の伝達、避難誘導、救援等については、高齢者、障害者等特に配慮を要する者の保護について留意。外国人の安否情報の収集等については、国際人道法的確な実施を確保
- ⑧ 国民保護措置を実施する者、運送事業者、医療関係者、生活関連等施設の管理者及び従事者等並びに国民保護措置の実施に協力する者等の安全の確保に十分配慮
- ⑨ 内閣総理大臣が避難の指示等の指示を行ってもなお関係都道府県知事が所要の措置を行うことができないとき等の内閣総理大臣の是正措置

### 第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

武力攻撃事態の想定については一概に言えないが、次の4類型を想定。これらの事態は複合して起こることが想定されるが、それぞれの類型に応じその特徴等を整理

- ① 着上陸侵攻
  - ・事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要
  - ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
  - ・事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定
  - ・攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
- ③ 弾道ミサイル攻撃
  - ・発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難。発射後極めて短時間で着弾
  - ・迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要。屋内への避難が中心
- ④ 航空攻撃
  - ・航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難なため屋内への避難等を広範囲に指示することが必要

### 第3章 実施体制の確立

- (1) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、各部局の事務分担、職員の配置等を国民保護計画等で定め

るなど、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備。国及び地方公共団体は、研修制度の充実など人材育成に努めること

地方公共団体は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備。特に都道府県においては、防災体制と併せて担当職員による当直等 24 時間即応可能な体制の確保に努めること。

また、市町村においては、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化に努めること

- (2) 国の対策本部と地方公共団体の対策本部等が連携して、万全の国民保護措置を実施内閣総理大臣は、特定の地域における対策が必要であると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

## 第4章 国民の保護のための措置に関する事項

### 1 住民の避難に関する措置

- (1) 警報は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫っている地域等を、可能な限りわかりやすく簡潔な表現で文書をもって発令

警報の通知は、防災行政無線を中心に、総合行政ネットワーク等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用。警報の伝達に際しては、武力攻撃が迫り、又は現に発生したと認められる地域に原則としてサイレンを使用して警報を広く周知

市町村は、自主防災組織や町内会等の自発的な協力を得るなどして、各世帯等に警報を伝達。この場合、高齢者、障害者等に対する伝達にも配慮すること

放送事業者である指定公共機関等は、警報の内容を速やかに放送

- (2) 対策本部長は、事態の状況等を総合的に勘案し、特定の地域の住民の避難が必要と判断した場合には、関係都道府県知事に対して避難措置を指示

対策本部長は、都道府県の区域を越える避難措置の指示を行う場合には、関係都道府県から意見を聴取し、国の方針として具体的な要避難地域等について避難措置を指示

- (3) 避難に当たって配慮すべき事項は、次のとおり

- ・大都市の住民の避難については、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であることから、都道府県知事は、十分な避難施設の把握及び指定に努め、対策本部長は、直ちに近傍の屋内施設に避難するよう指示することを基本とし、その後の事態の推移に応じて適切に指示

- ・離島の住民の避難については、国土交通省は、地方公共団体による運送の求めが円滑に行われるよう、航空機等の使用状況を調査し、必要な支援を実施

- ・原子力事業所周辺地域における住民の避難については、対策本部長が、事態の推移に応じて、適切に避難措置を指示

- ・自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、国及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう国は必要な調整を実施

- ・半島・中山間地域や原子力事業所近接地域等においては、避難の指示を行うに当たり、都道府県知事は、地域の交通事情等を勘案した上で、自家用車等を交通手段として示すことができること

- ・弾道ミサイル攻撃など武力攻撃事態の類型に応じて、避難に当たって国民が留意しておくべき事項を整理し、地方公共団体の協力を得つつ、国民に周知

- ・NBC攻撃の際に避難住民を誘導する場合は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため帽子、マスク等を着用させること。核攻撃等の場合には、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用をすること等を指示、生物剤又は化学剤による攻撃の場合には、武力攻撃が行われた場所等から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋等に避難するよう指示

- (4) 避難措置の指示を受けた都道府県知事は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対して直ちに避難を指示。この場合、地理的特性等を踏まえ、国道・都道府県道等の主要な避難経路、電車・バス等の交通手段等を示すこと。地方公共団体は、避難住民の運送のための手段を確保できるよう運送事業者である指定公共機関等と緊密に連絡

市町村長は、市町村防災行政無線、広報車等を活用し、避難の指示の住民への伝達に努めること

放送事業者である指定公共機関等は、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送

- (5) 市町村長は、避難の指示があったときは、国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づいた避難実施要領を策定し、避難住民を誘導

市町村長は、高齢者、障害者等の避難を適切に行うため、これらの者が滞在する施設の管理者に対し

て、火災や地震等への対応に準じて、避難誘導を適切に実施するため必要となる措置を要請  
市町村の職員・消防機関のみでは十分な対応が困難であると認める場合は、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請

## 2 避難住民等の救援に関する措置

- (1) 対策本部長の避難住民等の救援の指示を受けた都道府県知事は、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与等の必要と認める救援を実施。事態に照らし緊急を要する場合は、指示を待たずに救援を実施。この場合、高齢者、障害者等への適切な救援に配慮
- (2) 都道府県は、避難所を開設し、避難住民等の健康状態や生活環境、プライバシーの確保等に配慮し、適切に運営管理  
食品、飲料水、寝具等については、災害時における調達方法を参考に、あらかじめ供給・調達体制の整備に努めること  
国は、必要に応じ、又は関係都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、食品、生活必需品、燃料等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給を確保。特に、離島地域における食品、生活必需品等の供給確保に国は特段の配慮をすること  
関係都道府県は、大規模な武力攻撃災害の発生により多数の傷病者が発生している場合等においては、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し、派遣を実施。厚生労働省等は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成。防衛省は、関係都道府県知事の要請又は対策本部長の求めに応じ、衛生部隊を派遣
- (3) 国、都道府県等は、武力攻撃災害が発生した場合、あらかじめNBC攻撃も想定しつつ備蓄した医薬品医療資機材等を活用
- (4) NBC攻撃による災害の場合の医療については、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、救急医療チームの派遣、医薬品・医療機器等の提供等の必要な医療活動について、都道府県の協力も得つつ、適切に実施。生物剤による攻撃の場合には、医療関係者に対してワクチン接種などの所要の防護措置を講じ、治療及びまん延防止に努めること。化学剤による攻撃の場合には、可能な限り早期に患者を除染するなどの措置を実施
- (5) 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報保護及び報道の自由に配慮すること  
地方公共団体の長は、避難住民や入院患者等の安否情報を収集整理。その他の執行機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力  
総務大臣又は地方公共団体の長は、安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等を除き、安否情報を提供  
指定行政機関、指定公共機関等その他の関係機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めること。総務大臣及び地方公共団体の長は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集整理に協力

## 3 武力攻撃災害への対処に関する措置

- (1) 国は、自ら必要な措置を講ずるほか、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、武力攻撃災害への対処に関する措置の実施について、その方針を示した上で、直ちに指示  
都道府県知事は、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請
- (2) 都道府県知事は、住民の危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施  
放送事業者である指定公共機関等は、緊急通報の内容を速やかに放送
- (3) 生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設をあらかじめ把握  
生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と連絡をとりつつ、その所管する施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めること  
内閣総理大臣は、生活関連等施設及びその周辺地域の安全確保のため必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、警備の強化、周辺住民の避難等の措置を実施  
都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、生活関連等施設のうちその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）について、速やかに立入制限区域の指定を行うよう都道府県公安委員会等に要請

- (4) 原子力事業所については、生活関連等施設としての安全確保措置を講ずるほか、次の点に留意
- ・ 内閣総理大臣は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報がなされた場合には、安全の確保に留意しつつ、直ちに現地対策本部を設置。現地対策本部は、原則としてオフサイトセンターに設置。現地対策本部は、地方公共団体とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織。協議会は、現地対策本部長が主導的に運営
  - ・ 武力攻撃事態等において、原子力事業者は、直ちに原子炉の運転停止に向けて必要な措置を実施。警報発令対象地域において、経済産業大臣は、直ちに原子炉の運転停止を命令。地域を定めず警報が発令された場合は、経済産業大臣は、脅威の程度、内容等を判断し、必要と認める原子炉の運転停止を命令。原子力事業者は、特に緊急を要する場合は、自らの判断により原子炉の運転を停止。

原子炉の運転停止の際は、国及び原子力事業者は、電力供給の確保等に必要な措置を実施

- (5) NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、迅速な情報収集、被災者の救助、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施。緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請

内閣総理大臣の指揮及び都道府県知事からの協力要請等により、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、対処のために必要な措置を実施。この際、防護服の着用など所要の安全を図るための措置を講じた上で対処を実施。

生物剤による攻撃の場合にはワクチン接種等の防護措置を講じた上で対処措置を実施。

パニック防止のため災害の状況等を広報。生物剤による攻撃の場合には、ワクチン接種に関する情報等を広報し、厚生労働大臣は、必要に応じて、都道府県知事に予防接種を指示

都道府県知事は、建物への立入制限、交通の制限等の措置を講じようとするときは、関係都道府県知事関係都道府県警察等の関係機関と連絡調整

厚生労働大臣又は都道府県知事は、NBC攻撃により、生活用水が汚染された場合は、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水制限等の措置を講ずるよう命令

- (6) 消防庁長官は、武力攻撃災害防御のため、消火活動及び救助・救急活動を的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、消火活動及び救助・救急活動について指示

厚生労働省は、武力攻撃事態等において生物剤を用いた攻撃等により感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、当該感染症を指定感染症として指定し、感染症法上の措置を実施環境省は、大規模な武力攻撃災害に伴って大量の瓦礫等の廃棄物が発生した場合等には、廃棄物処理の特例を定め、廃棄物を迅速に処理

文化庁長官は、重要文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在場所の変更等の措置を命令又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合は必要な支援を実施

#### 4 国民の保護のための措置全般についての留意事項

- (1) 電気通信事業者は、国、地方公共団体及び指定公共機関等の国民保護措置の実施に係る関係機関の重要通信を優先的に確保
- (2) 国及び地方公共団体は、安全性を考慮しつつ、運送事業者である指定公共機関等と協議の上、避難住民・緊急物資の運送を実施する体制の整備に努めること
- (3) 都道府県警察は、武力攻撃事態等において避難住民の運送、緊急物資の運送等のルートを確認するため、一般車両の通行禁止等の交通規制を実施
- (4) 関係地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資の受入・配送体制の整備に努めること
- (5) 国は、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準、手続等を定め、これに基づき、指定行政機関の長等許可権者は、必要に応じ、具体的な交付等に関して必要な要綱を作成

#### 5 国民生活の安定に関する措置

- (1) 国及び地方公共団体等は、国民生活の安定のため、生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予、通貨及び金融の安定、教育の確保、雇用の維持等に必要な措置を実施

- (2) 地方公共団体等は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を、指定公共機関等は、それぞれ電気・ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置、臨時回線の設定等通信を確保するために必要な措置、郵便及び信書便を確保するために必要な措置等を実施
- (3) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、安全の確保に配慮した上で、それぞれの所管する施設及び設備について応急復旧を実施

## 6 武力攻撃災害の復旧に関する措置

国は、武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて必要な措置を実施。また、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、政府は、速やかに法整備のための所要の措置を実施

## 7 訓練及び備蓄

- (1) 国及び地方公共団体は、実践的な訓練と訓練後の評価の実施に努めること。指定公共機関等は、自主的に国民保護訓練を実施するとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するよう努めること。また、防災訓練との有機的な連携に配慮
- (2) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、物資・資材の供給要請先等の確実な把握等に努めること  
国は、NBC攻撃による武力攻撃災害への対処のため特別に必要となる化学防護服、特殊な薬品等の物資・資材の整備又は調達体制の整備等に努めること  
地方公共団体は、防災のための備蓄物資・資材を活用できるようにするとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資・資材を備蓄し、又は調達体制を整備

## 第5章 緊急対処事態への対処

- (1) 武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を実施。緊急対処事態としては、次の事態を想定
  - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
(原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破等)
  - ② 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
(ターミナル駅や列車の爆破等)
  - ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
(炭疽菌やサリンの大量散布等)
  - ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
(航空機による自爆テロ等)
- (2) 国は、緊急対処事態対策本部が設置されたときは、地方公共団体及び指定公共機関等と連携協力して、緊急対処事態対策本部を中心に万全の緊急対処保護措置を実施  
内閣総理大臣は、特定地域において現地対策本部を設置する必要があると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施
- (3) 緊急対処保護措置については、基本指針第1章から第4章までに定める基本的な方針等及び国民保護措置等について準じた措置を実施  
ただし、緊急対処事態における警報の通知・伝達の範囲については、対策本部長が緊急対処事態における攻撃の被害又は影響が及ぶ範囲を勘案して決定

## 第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

国民保護計画及び国民保護業務計画の作成・変更にあたっては、広く関係者の意見を求めるよう努めること。指定公共機関等は、業務に従事する者等の意見を聴く機会の確保に配慮



## ○大村市国民保護協議会条例

平成18年3月22日  
条例第2号

(趣旨)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、大村市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

**第2条** 協議会の委員の定数は、45人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

**第3条** 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

**第5条** 協議会に、幹事45人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから委員が推薦し、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

**第6条** 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

**第7条** 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

# 大村市国民保護協議会委員名簿

定数 45 人以内  
 武力攻撃事態等における国民の保護のための  
 措置に関する法律第 40 条第 8 項  
 大村市国民保護協議会条例第 2 条  
 平成 30 年 7 月 1 日現在

連番	氏名	任期	選出先等	備 考
	園田 裕史	当該機関に ある期間	会長	大村市長
1	秋山 郁男	〃	行政機関職員	長崎森林管理署長
2	山口 克哉	〃	〃	九州農政局長崎県拠点総括農政推進官
3	下川 茂己	〃	〃	大阪航空局長崎空港事務所総務課長
4	加藤 和伸	〃	自衛隊	海上自衛隊大村航空基地隊司令
5	大町 祐介	〃	〃	陸上自衛隊第 16 普通科連隊第 4 中隊長
6	嶋田 孝弘	〃	長崎県職員	長崎県県央振興局長
7	藤田 利枝	〃	〃	長崎県県央保健所長
8	吉永 靖	〃	〃	大村警察署長
9	吉野 哲	〃	市副市長	大村市副市長
10	遠藤 雅己	〃	行政機関職員	教育長
11	田中 博文	〃	〃	総務部長
12	高濱 広司	〃	〃	市民環境部長
13	大槻 隆	〃	〃	福祉保健部長
14	高取 和也	〃	〃	産業振興部長
15	増田 正治	〃	〃	都市整備部長
16	朝長 定	〃	〃	上下水道事業管理者
17	田方 章	〃	消防	大村消防署長
18	田中 芳幸	〃	〃	大村市消防団長
19	瀧田 治夫	〃	公共機関	九州電力(株)大村配電事業所長
20	伊藤 謙三	〃	〃	長崎県交通局大村営業所長
21	内藤 修一	〃	〃	(株)NTTフィールドテクノ 九州支店長崎営業所長
22	橋口 隆	〃	〃	(一社)大村市医師会理事
23	梅澤 成朗	〃	〃	九州ガス(株)大村支店長
24	中村 人久	〃	〃	(一社)長崎県建設業協会大村支部副支部長
25	村里 宏治	〃	〃	(公社)長崎県トラック協会大村支部長
26	小出 進	〃	〃	日本放送協会長崎放送局放送部長
27	塚田 恵子	〃	〃	長崎放送(株)報道制作局長
28	甲斐 伸高	〃	〃	(一社)長崎県 LP ガス協会大村支部支部長
29	中尾 和広	〃	〃	西日本高速道路(株)九州支社長崎高速道路 事務所長
30	山口 洋一	〃	関係団体等	長崎県中央農業協同組合大村中央支店長
31	吉村 健一	〃	〃	長崎県南部森林組合大村支所長
32	瀬崎 隆治	〃	〃	大村湾東部漁業協同組合代表理事組合長
33	高瀬 英三	〃	〃	おおむらケーブルテレビ(株)常務取締役
34	川添友紀子	〃	〃	(株)FMおおむら代表取締役
35	松尾 祥秀	〃	〃	大村市町内会長会連合会長
36	田川美智代	〃	〃	大村市連合婦人会長
37	柿田 京子	〃	〃	介護老人保健施設うぐいすの丘副施設長
38	中村 鷹春	〃	学識経験者	
39	西 すみ子	〃	〃	

## ○大村市国民保護対策本部及び大村市緊急処理事態対策本部条例

平成18年3月22日

条例第1号

(趣旨)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、大村市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び大村市緊急処理事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

**第3条** 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

**第4条** 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

**第5条** 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

**第6条** 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

**第7条** 第2条から前条までの規定は、大村市緊急処理事態対策本部について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	国民保護対策本部長	緊急処理事態対策本部長
第2条第2項	国民保護対策副本部長	緊急処理事態対策副本部長
第2条第3項	国民保護対策本部員	緊急処理事態対策本部員
第3条第2項	法第28条第6項	法第183条において準用する法第28条第6項
第5条第1項	国民保護現地対策本部	緊急処理事態現地対策本部
	国民保護現地対策本部長	緊急処理事態現地対策本部長
	国民保護現地対策本部員	緊急処理事態現地対策本部員
第5条第2項	国民保護現地対策本部長	緊急処理事態現地対策本部長
	国民保護現地対策本部	緊急処理事態現地対策本部

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)  
最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

**第1条** 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

**第2条** 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

**第3条** 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

**第4条** 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

**第5条** 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

**第1条** この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

**第2条** 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 施行令(平成十六年政令第二百七十五号)	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成十六年総務省令第六十九号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の 照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 (平成十七年総務省令第四十四号)	第二条及び第三条
--	----------

#### 附 則

(平成18年3月31日総務省令第50号)

**第1条** この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

**第2条** 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに 安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省 令(平成十七年総務省令第四十四号)	第三条、第四条及び第五条
---	--------------

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他 個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③ 出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ そ の 他 個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③ 出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪ の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。





様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長） 申 請 者 住 所（居所） _____ 氏 名 _____ 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		年 月 日
照会をする理由 （〇を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ _____ ）	
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ _____ ）
	その他 個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。  
 4 ※ 印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国籍（日本国籍を有しない者に限る。）	日 本    その他（                      ）
	その他 個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## ○大村市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成26年9月30日策定

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、大村市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

**第2条** この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付等の対象者)

**第3条** 市長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付等を行うものとする。

- (1) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付等の手続)

**第4条** 市長は、前条第1号及び2号に掲げる者を、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録するとともに、当該対象者に対し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者を、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録するとともに、当該対象者に対し特殊標章等を作成して交付する。

### 第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付等)

**第5条** 市長は、第3条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項に規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号に掲げる者（前項に掲げる者を除く。）並びに第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付等)

**第6条** 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項に規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付等するものとする。

(訓練における使用)

**第7条** 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第1号から第3号までに掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

**第8条** 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

**第9条** 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

### 第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付等)

**第10条** 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項に規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付等した者に対し、身分証明書を交付等するものとする。

(身分証明書の携帯)

**第11条** 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

**第12条** 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も、同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

**第13条** 第10条第1項の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

#### **第4章 保管及び返納**

(保管)

**第14条** 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

**第15条** 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### **第5章 濫用の禁止等**

(濫用の禁止)

**第16条** 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

**第17条** 市長は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

#### **第6章 雑則**

(雑則)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

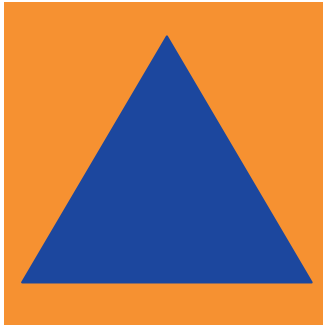
**第19条** 大村市における特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

特 殊 標 章



区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。  ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：大村市 1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の全部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示 航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

身 分 証 明 書

表面

裏面

	<p>大 村 市 長</p> <p><b>身分証明書</b></p> <p>IDENTITY CARD</p> <p><b>国民保護措置に係る職務等を行う者用</b></p> <p>for civil defence personnel</p>	
氏名/Name ..... 生年月日/Date of birth ..... この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of the Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as  交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card ..... 許可権者の署名/Signature of issuing authority .....  有効期間の満了日/Date of expiry .....		

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information ----- 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

別記様式 1 (第 4 条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

大 村 市 長 殿

私は、国民保護法第 1 5 8 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) ..... (ローマ字).....	生年月日(西暦) .....年.....月.....日
---------------------------------	--------------------------------

申請者の連絡先 住 所：〒 ..... ..... 電話番号：..... E-mail：.....	写 真 縦 4 × 横 3 cm
--	---------------------

識別のための情報 身 長：..... cm 目の色：..... 頭髪の色：..... 血液型：..... (Rh 因子.....)
---

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 ..... ..... .....
--

(許可権者使用欄) 資 格：..... 証明書番号：..... 交付等の年月日：..... 有効期限の満了日：..... 返 納 日：.....
--

別記様式2 (第4条関係)

特殊標章等の交付/使用許可をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等 年月日	有効期間 満了日	身長 (cm)	眼 色	頭髪 色	血液型	その他の特徴 等	標章の使用	返納日	備 考
1 (記載例)	大村 太郎	Tarou Omura	1975/10/10	〇〇市の職員	2014/8/10	2015/3/10	180	茶	白	(R+)		帽子、衣服用×1	2015/ /	所属：〇〇課
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														



別記様式3（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

<p>大村市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申 請 者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____（電話： _____）</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____ 印 _____</p>	<p>年    月    日</p>
<p>1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号</p> <p>2 紛失（破損等）年月日</p> <p>3 紛失の状況（破損等の理由）</p> <p>4 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考    1    この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2    ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式4（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

大村市長 殿	年    月    日
申 請 者 住 所	(電話: _____)
氏 名 _____	印 _____
1 旧身分証明書番号  2 理 由  3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 理由には、紛失、汚損破損及び記載事項の変更等を記入する。
  - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
  - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
  - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

- ・平成 18 年 3 月 長崎県国民保護計画作成等を受け  
平成 19 年 3 月 大村市国民保護計画を策定
- ・平成 19 年 2 月、20 年 1 月の県計画の  
法第 34 条第 8 項ただし書の政令で定める軽微な変更を受け  
平成 21 年 3 月（法第 35 条第 8 項ただし書の政令で定める軽微な変更）
- ・平成 21 年 3 月、平成 22 年 2 月の県計画の軽微な変更を受け、  
平成 23 年 3 月（法第 35 条第 8 項ただし書の政令で定める軽微な変更）
- ・平成 26 年 2 月及び 8 月の県計画の変更を受け、  
平成 27 年 6 月（法第 35 条第 8 項に定める変更）
- ・平成 29 年 12 月の国の指導及び 30 年 3 月の県計画の変更等を受け、  
平成 30 年 4 月（法第 35 条第 8 項に定める変更）

## 大村市国民保護計画

編集・発行 大村市安全対策課  
大村市危機管理課

電 話 0 9 5 7 - 5 3 - 4 1 1 1  
(安対内線 : 2 1 7) (危管内線 : 2 2 8)

F A X 0 9 5 7 - 5 2 - 3 8 8 3 (共有)

E-mail 安全対策課 : [anzen@city.omura.lg.jp](mailto:anzen@city.omura.lg.jp)  
危機管理課 : [kikikanri@city.omura.lg.jp](mailto:kikikanri@city.omura.lg.jp)

ホームページ <http://www.city.omura.nagasaki.jp/index.html>